

【委員会記録】

丸若委員長

ただいまから県土整備委員会を開会いたします。(10 時 34 分)

本日の議題は、付託議案の審査及び来る 12 月 14 日の閉会日に追加提出される予定の補正予算に係る議案の説明聴取であります。

それでは、議事に入ります。

これより、県土整備部関係の審査を行います。

県土整備部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところでありますが、この際、追加提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】(資料①)

- 議案第 40 号 平成 23 年度徳島県一般会計補正予算(第 4 号)

【報告事項】

- 県土整備部の自己点検による平成 23 年度事業の見直し状況について(資料②)

海野政策監補

今議会に追加提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、説明を申し上げます。

お手元の資料のその 2 でございますけれども、今回、審議をいただきます案件は、平成 23 年度一般会計補正予算に係る歳入歳出予算でございます。

このたびの補正予算につきましては、先般、国において成立いたしました第 3 次補正予算におきまして、全国防災対策費が認められたことを受け、これに迅速に呼応するとともに、県独自の施策も盛り込み、災害に強い県土基盤を創造する公共事業、予防保全型の維持補修事業を実施するものでございます。

1 ページでございますが、歳入歳出予算の総括表でございます。

表の下から 3 段目の計の欄を横にごらんください。左から 3 列目、補正額の欄に記載しておりますとおり、今回、県土整備部合計で 79 億 1,115 万 7,000 円の増額をお願いいたしております。その右隣の計欄には、補正後の額でございますが、550 億 6,657 万 4,000 円となっております。補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載しているとおりでございます。

次に、2 ページ、特別会計でございますが、特別会計につきましては補正はございません。

続く 3 ページから 11 ページですが、補正予算に係る各課別の主要事項説明でございます。

3 ページ、都市計画課でございます。公園整備事業費で、補正額の欄、最下段に記載のとおり、8,250 万円の補正をお願いいたしております。

4 ページ、道路政策課でございます。国直轄事業負担金で、2 億 7,600 万円の補正をお願いするものでございます。

5 ページ、道路整備課でございます。緊急地方道路整備事業費など、合計で 28 億 854 万 3,000 円の補正

をお願いするものでございます。

6ページ、河川整備課でございます。地震・高潮対策河川事業費など、合計で5億 9,750 万円の補正をお願いするものでございます。

7ページ、流域振興課でございます。国直轄事業負担金など、20 億 5,347 万 1,000 円の補正をお願いするものでございます。

8ページ、砂防防災課でございます。通常砂防事業費など、合計で4億 9,420 万円の補正をお願いいたします。

10 ページ、運輸政策課、港湾空港課でございます。国直轄事業負担金など、合計で 15 億 9,894 万 3,000 円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、報告事項、1点させていただきます。

資料のその1でございまして、県土整備部の自己点検による平成 23 年度事業の見直し状況についてでございます。

県土整備部が所管する事業のうち政策的なすべての継続事業につきまして、予算編成に入る前段階といたしまして自己点検を行い、来年度における各事業の方向性をみずから検討いたしております。自己点検を行った 135 事業につきましては、現時点における来年度の見通しは、自己点検結果に記載のとおりでございまして、そのうち主なものは、3ページ目以降にお示しをさせていただいております。これから本格化する予算編成に活用するため、委員会での御論議を通して、議会の御意見をいただき、編成作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

丸若委員長

以上で、説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

木南委員

徳島ヴォルティス、県民を十分楽しませていただいたんですが、最終の2つの戦いを連敗ということで、残念ながらJ1昇格というのはなし得なかったわけでありましたが、県民を十分楽しませていただいて、J1昇格の期待を最後まで持たしていただいたんですが、残念な結果ではあります、ヴォルティスの選手諸君には敬意を表しておきたいと思います。

ところで、今度の補正予算を今御説明いただいたんですが、編成方針を読ませていただくと、国において東日本大震災から本格復興策を柱とする平成 23 年度補正予算が成立したことを受け、これに迅速に呼応するとともに、県民生活や県内経済を守るため、県独自の災害対策や経済対策も盛り込んだ 11 月補正を次のとおり編成したとありまして、安全・安心対策の推進あるいは経済・雇用対策の推進ということで、200 億余の補正予算が組まれたところでございます。

ところで、いろいろ前段何でヴォルティスの話をしたかっていうと、予算書を見させていただいて、あるいは箇所づけを見させていただくと、J1昇格を念頭に置いて、J1規格といいますか、このために改修することが広く周知されたというか県民の間ではそんなことが大体、J1に行けるんだなあと。それによって、ポカリスエットスタジアムを改修するんだなあというムードが高まったわけではありますが、県のいろいろなアナウンスを聞いてみますと、実はJ1とともに安全対策をとるんだと、こういって5,000万円追加されている補正予算の内容であります。全体計画といいますか、県民は私のところへどんなことを聞いてくるかというと、J1にならなかったんで、あれは中止になったんですかという人が多いわけです。いやいや、実はJ1もそうなんです。防災拠点としての改修というのも大きな目的の1つなんですと説明しとるんですが、県のほうから全体計画としての整備をどのように取り組もうとしておるのか御説明をいただけたらありがたいと思います。

延都市計画課長

ポカリスエットスタジアムの防災拠点としての整備についての御質問でございます。

切迫いたします東海、東南海、南海の三連動地震の発生に備えるため、県といたしましては防災拠点として位置づけております県立の3都市公園、鳴門総合運動公園、蔵本公園、南部運動公園でございますが、防災機能の強化、充実が重要な課題というふうに認識しております。

その中で、鳴門総合運動公園、鳴門・大塚スポーツパークでございますが、県の広域防災計画におきまして活動拠点候補地として、また市の地域防災計画におきましては広域避難場所として位置づけられております重要な防災拠点でございます。拠点3施設のうち唯一まだ耐震化ができていない鳴門の陸上競技場、いわゆるポカリスエットスタジアムでございますが、この耐震化が急務となっている状況でございます。

このため、ポカリスエットスタジアムの耐震化の改修に当たりましては、防災機能の強化、充実について、津波発生時には1次避難場所として、救援活動時には支援物資の集積場でありますとか活動拠点としての役割を担う防災拠点として整備したいというふうに考えてございます。

整備に当たりましては、まず、スタジアムはメイン、バック、サイドということで4分割のブロックに構造上、分かれておりますが、平常時の施設利用への影響が少なく、先ほど申しました防災拠点としての機能が大幅に強化されるバックスタンドの改修にまずは取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

バックスタンドにつきましては、現在、御存じのように、芝生席でございますが、津波発生時の一時避難場所としての利用を考えた場合には、夜間や雨天時、さらには避難が長期に及ぶということも考えられます。このため、滑りやすい芝生席から階段状のスタンドに、さらに屋根やシートを備えて改修することで、高齢者でありますとか小さいお子さん、幼児などの方々が、すべての人が安全に安心して避難できるスタンドとして改修したいと考えております。

また、芝生席を階段状のスタンドに改修することで、新たにスタンド下にスペースが生まれまして、それを利用することになります。このスペースを利用しまして、救援物資の集積場でありますとか、また大規模災害時にはいつでも問題になりますトイレの増設などにも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

このたび、こうしたバックスタンドにおけます防災機能の充実をできるだけ早期に実現させるために、構造

上、分割することができる芝生部分の前面部、グラウンド側でございますが、前面部において階段状の基礎工事の一部を先行実施するための補正予算をお願いしているというところでございます。

木南委員

説明いただいたように、スタジアムというのは、当該地区の防災拠点としては非常に重要な箇所であるというふうに考えておるところです。十分配慮していただきたいと思うんですが、これからも国の公共事業費というのは、非常に厳しい状態にあるのではないかなと思うんです。そこで、改修に当たっては、貴重な財源を効果的に、効率的に活用していただきたいということをお願いしとくわけであります。

また、当該スポーツセンター、スポーツ公園というのは、県民がスポーツに非常に親しんでおりますし、先ほども言いましたように、ヴォルティスもこしは逃したんですが、また来年、再来年、願わくば来年に昇格してほしいんですが、こんなことも考えまして、スポーツ施設、運動施設としての機能充実は非常に大事だと思うんですが、この点について、ここではないのかもわかりませんが、金はここから出すと思いますんで、そんな点も説明いただいたらと思います。

延都市計画課長

スタジアムの整備に当たって、本来のスポーツ振興を目的とした整備も図るべきでないかという御質問でございます。

委員お話しのとおり、スタジアムの改修に当たりましては、貴重な財源を効果的に、効率的に活用するために、防災拠点としての機能強化とともに、平常時の利便性向上にも取り組んでいく必要があるというふうに考えてございます。

例えば、既存の選手控室でありますとか、シャワー室を持ちますメインスタンドにつきましては、こういった諸室の利便性向上もあわせて図れるような耐震改修に取り組んでまいりたい。またさらに、陸上やサッカー、ラグビーなどの各種競技開催時や先日も行われましたパブリックビューイングでありますとか、各種のイベント開催時の集客力向上にもつながるようなスタンドの整備について考えていきたい。また、新たにバックスタンド下に確保できますスペースにつきましては、平常時には陸上競技等のトレーニングスペースとして、いざ発災時には、先ほど申しましたような救援支援物資の集積場として利用ができるような仕様というふうに、工夫を凝らした改修に取り組んでまいりたい。

こうすることで、防災拠点としての機能充実とあわせまして、県民のスポーツ振興、さらには、にぎわいの拠点づくりということに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

木南委員

そういうことだろうと思うんです。この施設については、私も訪れて観戦だとかするんですが、県民の方がスポーツを楽しんでる最大の拠点でもあるんで、スポーツ施設としても整備を図っていただくようお願いしますとともに、もう一つは、施設を有効に使うということで、ここの施設というのは、3月の津波のときには90名の方が避難されたのかな、そんなところでもありますし、子供たちの防災訓練のために重要な拠点として使われているわけです。スポーツ施設における防災拠点としてのルールづくりというのを工夫していただきたい、

こんなことをお願いしておきます。

もう一つ、北環状線沿いの藍住町にゆめタウンが開店して、プレオープンから2週間、本当のオープンからも十何日たったわけですが、ここは北環状線という幹線道路沿いでもありますし、開店に当たって、県の指導によって株式会社イズミも随分と交通渋滞対策は講じたと思うんですが、10日余りたって、現状等について御報告いただければありがたいと思います。

百々道路整備課長

ただいま、ゆめタウンのオープン後の交通状況についての御質問をいただきました。

渋滞状況、詳細なデータはつかんでおりませんが、地元藍住町のほうにオープン時等の渋滞状況を問い合わせたところ、店舗の入り口等で大きな渋滞はございましたが、想定内というような状況でございます。また、いろいろ、県のほうに渋滞に対しての苦情も一部ありましたが、ある程度の予想の範囲だということでございます。

それと、今、委員のほうから話もございましたが、このオープンに当たりましては、売り場面積が4ヘクタールを超える大規模なものということで、オープン前から地元藍住町、また事業者、警察等と対策について協議をしておきまして、入り口におきましては県道をまたぐオーバークリッジの整備とか、県道、町道の各交差点におきましては右折レーンの設置とか、警察におきましてはオープンの際の信号の設置とか時間調整とか、そういった対策をしたことによりまして、ある程度の渋滞は抑えられたというふうに聞いております。

以上でございます。

木南委員

私が得た情報でも、そんな状態だったと思うんです。想定内というよりも、想定したよりも若干スムーズかなというのが地域住民の方々の評価でございます。しかし、県にもクレームが来たということですが、私のところにも幾らか意見を拝聴したんです。北環状線、幹線道路沿いについては随分と県の指導等によって改良されたんです。町道についても、皆さんからの指導、町の指導もあって、右折レーンだとか信号等ができたんですが、ちょっと道が狭いということもあって、店舗からちょっと離れたところが混雑するという情報もあるんで、今はオープン当方で、交通に対するノウハウも少ないですし、客の入りも多いというところがあると思うんですが、そんなことを十分にチェックしていただいて、今後改良を加えてほしいと思うんですが、御意見ありますか。

百々道路整備課長

今後の対策ということでございますが、年末年始、それからクリスマス、買い物のシーズンでさらに渋滞も予想されますので、今後とも交通状況を注視しまして、改良の必要なところにつきましては、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

木南委員

十分にゆめタウン等とも相談しながら、地域住民の生活に大きな影響を与えるということのないような工夫と改善点を見つけ出してほしいというふうにお願いして、私の質問を終わります。

扶川委員

たくさん聞きたいことがあるんですけども、県庁全体にかかわる問題がきのう起こりましたので、一言見解は聞いておきたいなと思ひまして、職員さんの靴下泥棒のことですけども、コンプライアンスの問題ですから、どの部にも共通する問題です。

端的に言って、部長さんの受けとめ、原因とか防止対策を含めて何かお考えがあれば、お聞きしたいと思うんですけど。

板東県土整備政策課長

コンプライアンスへの取り組みについての御質問でございます。

県民の皆様からの信頼を基礎に業務を行っている私どもにとりまして、今回また不祥事案が起こったことは非常に残念です。県土整備部といたしましては、これまで許認可、工事契約などの権限が非常に大きいということから、コンプライアンスの取り組みについては重点的に行ってきたところでございます。

特に、この4月策定の不祥事根絶策を踏まえまして、倫理意識の向上に向け、職場内でのコンプライアンス会議、e－ラーニング研修、コンプライアンス推進週間でのチェックなど行ってきたところでございますが、今後も今回の事案を他人事とせず、繰り返し倫理意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

扶川委員

公共工事にかかわる、前に県土整備部にかかわる汚職事件がありました。だから、それを受けてコンプライアンス対策をしていると思うんですけど、今度の問題が事実であるとする、組織としての構造の問題よりも、個人の心の中の問題にまで対策をとらないといかんような、そういう問題なのかと思います。だれしも気持ちの中にもどこか影の部分というのを持っていて、弱いところがあって、それが何かたがが外れるみたいに気が緩んだときに出てしまうと、そういうことがあるんだろうと思います。信じられんようなことが起こるのはそういう構造だろうと思うんですけど、その背景に職場のストレスとか、置かれている環境というものも影響しておれば、必ずしも職場だけではないと思います、家庭のこともありますから、個人的事情もあるんですけども。少なくとも職場の事情とかに関しては、職場で考えていかなければいけない問題で、今、面接をしたり、研修をしたり、今もお話がいったように推進週間を設けて啓発したりしているわけですけども、まさにそれを行っていた当事者がやっちゃったということです。本当にどうやって対策をとればいいのかと悩まれると思うんですけども、県土整備部のコンプライアンス担当者はどなたになるんですか。その方の御意見をお聞きたいんですが。

丸若委員長

小休します。(10 時 58 分)

丸若委員長

再開します。(10 時 58 分)

扶川委員

しょうがないから部長さんにお聞きますけど、私の意見を言わせていただいたら、過度にストレスをためないような風通しのいい明るい雰囲気職場づくりを。今は公務員だたきすれば何かそれが票につながるから、何でも公務員をいじめればいいようなつまらん風潮がありますけども、公務員が誇りを持って働けるような職場づくりが必要だろうと私は思うんです。ただ単に、公務員とはこうあらなければならないよという押しつけだけでは、逆にストレスがたまるばかりだと私は思うんですけど、これはやっぱりトップの人の見解をお聞きしたいんですが。

榊県土整備部副部長

職員の不祥事の根絶、コンプライアンスの充実というのは、特に重要な課題というふうに県土整備部としては受けとめております。

委員のお話にありましたように、個人の心の問題まで踏み込む必要があるという微妙な内容も含んでおります。その中でも、職場でストレスをためないようにということは特に重要であると考えておりまして、県土整備部各課におきましては、それぞれ工夫を凝らした風通しのいい職場づくり、また本当に県民に対しても公務員として誇りを持てるような職場づくり、これにこれまでも努めてきたところでございます。

このたびの事案というものも十分教訓として、引き続き、繰り返しコンプライアンスの確立に向けまして、部一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

また、それに当たりましては、先ほど委員のほうからもありましたように、職員に取り組み自体がストレスにならないような工夫というものを、これから十分考えていきたいと考えております。試行錯誤を繰り返しやっていく必要があると思っておりますので、引き続き御指導のほど、お願いしたいと思っております。

扶川委員

大体そういうことでよろしいかと思うんですけど、こういうことが起こるたびに、何でだろうと県民は思ってますよね。まして、その先頭に立っていた方がやっちゃったとなると、影響が大きいと思うんですよね。県庁を1つの町に例えたら、1つの町の人口ぐらいの職員さんがおいでるわけですから、教育から警察から。割合からして不祥事の発生率はどうなんだと言ったら、それは必ずしも高くないと思うんです。

しかし、県民の中から、知事を看板として、徳島県の代表としての知事を支える公務員として、ある意味選ばれた存在で、その自覚と誇りを育てるように引き続き取り組んでいただきたいということをお願いしておいて、次のことをお聞きしたいと思います。

下水道のことなんですけれども、7回目の福島にきのうまで行っておりまして、そのついでに、帰りに福島市に寄ってきました。本当は浦安ぐらいに行ってくれば、一番実態がわかったんですけど、液化化による下水管の被害というのを福島市に聞いてまいりました。福島市は、浦安なんかと比べたら内陸部ですから、そ

んなに大きな被害は起こりにくいんだろうと思いますけども、それにしても、これが被害を受けた箇所の地図ですが、流域下水道の一環で関連公共下水道をやってるんです、福島市が。200カ所ぐらい被害を受けてました。福島市内のこの箇所で被害を受けておるのは、約20億円ぐらいだと聞きました、かかる費用が。

私が1つ関心を持っていたのは、中越地震以降、下水マンホールが浮き上がったり、下水管が陥没したり、そういういろんな問題が起こったので、対策がとられるようになったんよね、新しく。新しい対策がとられたところで、被害がどうだったのかということに関心を持ったんです。碎石で液状化が起こりにくいようにするとか、接続部分は可動化するとか、そういう新しい対策がとられたところでどうだったのか。やっぱり被害を受けてます、ある程度。程度の問題はあると思うんですけど。この地図で言いますと、この上のほうは古いんですけども、ここら辺なんかは新しい対策をとられとるんだそうです。ここでもこういうふうにいっぱい印がついてますけども、同じように、程度は違うと思うんです、恐らく。被災直後だったらもっとよくわかったんですが、車が通れませんか、道路の真下がこうなっていたわけですから、今現時点では直していますのでわかりませんけども、被害を受けてるわけです。浦安なんかだと、ここはまだ汚水は流れてて、管の中に滞留が生じるぐらいの被害で済んでるので使えてますけども、使えなくなったんです、1カ月も。

そういうことを、例えば、旧吉野川の流域下水道なんかで起こさないようにするための対策を早くから研究して、情報収集をして、1つはとっておく必要があるだろうと。

もう一つは、それでもどうしても起こってしまう可能性が強いのであれば、思い切って合併浄化槽に見直すべきであるということを私は申し上げてきたんです。

一方、この間の委員会では、合併浄化槽の被害はどうだったのかということで、後で資料をいただきましたけど、これです。津波が直接かぶったところが傷むのは当たり前です。それから、地盤沈下が起きたような、そういうところで傷むのは当たり前ですよ。下水道であろうが、合併浄化槽であろうが傷むのは当たり前ですよ。

それはそれとして、合併浄化槽だとその家だけなんです、被害は、だめになっても。

ところが、下水道の場合は1カ所詰まってしまうと、それから上の接続してる家も全部問題が起きてくるんです。そういう根本的な違いがあるわけです。

だから、私はやっぱり基本的に合併浄化槽のほうが防災、地震対策には強いものだという認識が変わってません、これをいただいても、現場を見ても。

福島市ではどうだったんですかと聞いたら、残念ながらまだ現状はつかめてないんですよ、福島市のほうでも。壊れたからという相談はないことはないけども、そんなに多くはないみたいです。科学的な比較がまだ十分できない状況なんですけども、お聞きしたいのは、こういうことを早急に調べて、今も工事は進んでいるわけですから、早急に対策をとらなくちゃいけないので、そのあたりについて、どのように今後進めていかれるか、お聞きしたいと思います。

植田下水環境課長

東日本大震災の下水道施設の被災状況を踏まえて、本県の流域下水道事業の地震、津波対策なり、そういうものについて早急に調査、また対策をとるべきというふうな御提案、御提言でございます。

委員のお話にもございましたように、現状、流域下水道に関する管渠なり、処理場の施設、こういったもの

につきましては、現行の耐震基準に基づいて進めさせていただいて、設計、施工をさせていただいておるものでございます。

この設計基準につきましては、国のほうで設置いたしております下水道地震津波対策技術検討委員会、こちらの中で、下水道施設の復旧に当たっての技術的緊急提言というものが出されております。この中で、今回の東日本大震災で最大の震度7を記録した宮城県栗原市におきまして、平成20年に岩手・宮城内陸地震、これでは震度6強が記録されたところでございます。ここでは、この地震によりまして、下水道の管渠、マンホール、こういったものが大きな被害を受けてございます。それで、現行の指針に基づきまして、復旧がなされております。

今回の東日本大震災の震度7を受けまして、国のほうの検討委員会のほうからの調査によりますと、非常に軽微であったという報告がなされておりました、今後の下水道施設の管渠、こういったものの設計、また施工、これについては現行の耐震指針が有効であるというふうな提言がされております。

また、処理場につきましては、東日本大震災におきまして稼働停止をした処理場が48ございます。その中で、津波の影響を受けなかった内陸部の処理場、これは22カ所ございまして、その22カ所につきましては、被災後12日ですべての処理場がほぼ通常稼働に復帰しております。

こういった状況を踏まえまして、現行の基準といえますのは、全くやられないということではございませんが、非常に有効性があるということで考えておまして、流域下水道につきましても、現行では十分に耐震対策がとられているというふうに考えております。

ただ、委員の御質問にもございましたように、被災状況というものの調査がまだまだ十分に行われている状況とは言えません。こういったもの、さらに詳細な調査なり分析、また、それらから生まれる新たな知見、これを生かしたような指針、基準、こういったものが今後、国を中心として出されてようかと思っておりますので、それらに十分に留意しながら、適切な対応をとってまいりたいというふうに考えております。

扶川委員

私も現地に行くまではそう言われたらそうなのかなと思ってましたけども、被害を受けているんですから、現実に。新しい工法をとられたところでも、程度の問題もあるんでしょうが、やっぱりマンホールが浮き上がってますよ。車が走ったら、こんなになる、ドツコンドツコンなる。舗装のやりかえを少なくともやらないといかんようなところがいっぱいあります。2万カ所以上の被害を受けたんでしょ、マンホールだけでも。こちらはマンホールも下水道も含めて、福島市、全体の被害からいいますとごく一部分ですけど、それで20億ですよ、被害が。大変な被害を受けているわけですよ、全体として。どうしてこれが軽微なのか、私は理解不能です。20億でも軽微じゃないですよ、そんなのは。

国交省は下水道の問題に関しては、常に下水道が合併浄化槽に比べて費用対効果なんかで有利になるような、私に言わせたら、でたらめな比較をやってきました、過去に。そう簡単には国の発表をうのみにできません。やっぱり現地を見て、もう一回浦安ぐらいに行って、確認してきたいと思います。

東京の都議団から送っていただいたんですけど、東京都がこういうことに関して、液状化が起こった地域に対して、いろんな新しい工法があるから、こういうものに対して国に助成してくれと要求しています。そういうのを見ると、今までにないような新しい工法なんかも具体的に書かれていますけども、もう少し積極的に、

例えば浦安の状況を現地に職員さんが行って、詳細に調べて、それで対策をとるとか、そういうことをやらないためですよ。ただずっと国から情報が来るのを待っているだけの対応では、余りにもよくない。

福島のところなんていうのは、沖積平野じゃないですよ。確かに、田んぼのところなんかは被害を受けておったようです、河口の、川が流れた後のところなんかは弱いようですけども。吉野川の下流のあたりなんかも、30メートルぐらい掘らなければ岩盤が出てこないと言われております。そんなところで液状化が起こらないはずがないし、過去に起こった例があるわけですよ、板野町なんかを見ても。もう少し真剣に液状化対策をとっておかないと、いざ大きな地震が起こったときに、2,000億もかける施設、今かけようとしてますけども、それが甚大な被害をこうむったということになると泣くに泣けないでしょ。部長さんも責任とれないですね。

もう一步踏み込んだ情報収集をお願いしたいんですが、いかがですか。

植田下水環境課長

委員の御質問にございました液状化の対策についてでございますが、前回の事前の委員会でも御指摘がありましたように、流域の下水道施設の範囲といいますのは、液状化の起こりやすい地域に含まれることは事実でございます。

それらに対する対策といたしましては、基本的には現行の基準によりまして、リブ管つきの下水管、それを砕石で埋め戻して、液状化の起こりにくいような施工、また、マンホール等との接続部については可とう管、曲がったりとか縮んだりとか伸びたりとか、そういったものに対する対策をした施工となっております。また、万が一、被災した場合につきましては、随時仮設ポンプ等で仮設配管、こういったもので実際は対応することになるかと思います。

こういったことで、被災の被害を最小限に抑えていくような対策、そういったものも必要かと思います。

扶川委員

そのリブ管の配管がどんなもんかとか、図をかいて教えてもらいました、課長さんに。

でも、そういう現行の対策をとったところでも被害が出ていると、明確にそういうことを聞きました、現場の下水道の担当者から。間違いないんですよ。それが、地盤によったら、福島みたいな状況で済まないかもわからないんですよ。じゃあ、福島と旧吉野川の周辺とどっちの地盤がと考えると、私、旧吉野川のほうが危ないような気がしてしょうがないんです、液状化の危険地帯としては。今の答弁では、まだ私は納得いきませんので。とにかく情報収集はされるんでしょうけど、もう一步踏み込んだ、積極的に出向いて、調査をするぐらいの情報収集をするように求めておきたいと思います。

それでは、次のことで、耐震リフォームのことをお尋ねします。

事前の委員会でも申請が51件あったということでしたが、金額がどの程度のものなのかということで、ちょっと教えてください。

松内耐震化戦略担当室長

安全・安心なリフォーム支援事業につきまして、工事費がどのぐらいかという御質問でございますが、80

万円ぐらいの工事費が一番多いわけございまして、一番安いのは 30 万円から、高いので 300 万円ぐらいの分布となっております。

扶川委員

工事内容としてはどのようなものですか。

松内耐震化戦略担当室長

工事内容に関する御質問でございますが、工事内容は、耐力壁の部分的追加とか基礎のクラック補修、それに伴います床とか壁の改修、そういったものになっております。

扶川委員

耐震改修の場合は 1.0 以上にしなければいけないけども、0.7 未満が 0.7 以上になるのが 1 つの要件であると。そういう工事ができないときは、耐震ベッドないしシェルターの工事をするのが要件であるということでしたが、ベッドとかシェルターについてはこの 51 件に入っておりますか。

松内耐震化戦略担当室長

耐震性向上の工事ができない場合につきまして、部分的に安全な空間を確保するということでの耐震ベッドとか耐震シェルターの申請状況についての質問でございますが、現在、県内の大工、工務店さんから成ります団体等がシェルターの開発というのをやっておりますけれども、これは非常に関心が高いわけですが、まだ営業段階に至っておりませんので、シェルターの実績はございません。耐震ベッドにつきましても、現在のところ申請はございません。

以上です。

扶川委員

そういうこともあるんだろうと思うんですけども、今の状況だと、言ったら悪いですけど、古い危険な家に住んでいる人が対象になりにくい。少し手を入れれば、少し向上するという家が、今改修申し込み手续に入っているという状況です。1 室だけでも何とか、あるいは生活保護を受けていてもベッドだけでも強化して命を守りたいとか、そういう方に対応できる制度になっていかなければいけないと思うんです。だから、技術開発が進んで、商品開発が進んで、シェルターとかベッドがこれから普及していくことを望むんですけど、そうなったときにその一部負担を低所得者がどう対応できるかということが問題になってくるわけです。今はそうならないようですけど。

そういう状況が出てきたときに、低所得者が、例えば、介護保険の制度とか、お金を生活福祉資金から借りることができるとか、生活保護で給付される一部住宅改修なんかの制度等を使えるとか、福祉部局との連携を図っていただいて、極端に言えば、前によその取り組みを紹介しましたが、御本人に全く負担能力がない方でも命は守られると、そういう制度に仕上げていただきたい。そのあたりどう進めていただけるのか、お尋ねしたいと思います。

松内耐震化戦略担当室長

安全・安心なリフォーム支援事業の推進につきまして、福祉部局との連携をどう考えているかということでございますが、福祉部局のほうのいろんな補助事業、これには県費も入っていますし、国費も入っています。それと私どもの今やってます、このリフォーム支援事業のほうも一部国費が入っておりますので、同じ工事に対する補助の重複、そういった問題がありますとぐあいが悪いので、そういったことのないようにチェックしながら使えるものは使っていくという必要があると考えております。

それで、自己負担の軽減についての御質問と思いますが、自己負担の軽減につきましては、市町村との協調によりまして、県費2分の1補助ということの残りの部分2分の1につきまして、一定部分を市町村のほうの上乗せ補助によりまして軽減を図っていきたいというふうに考えております。現在5市町において上乗せ補助がなされておりますが、残りの市町につきましても、早期の実施をお願いしているところでございます。

以上です。

扶川委員

資料をいただいた鳴門、小松島、阿南、美波、松茂で、1軒当たり10万円から多いところで20万円ぐらいの上限の補助をつくっていただいてありがたいことなんですが、さらにこれを全県で普及するように頑張っていただきたい。それでもなおかつ対応できないような低所得者にも、救いの手が及ぶような制度に仕上げていただきたいということを強く申し上げておきたいと思います。

あと時間ありませんので次々行きますが、TPPの関係で少しお尋ねをします。

県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針について、これはよその部で報告された中に、県土整備部の公共工事関係の内容が入っております。

県内企業への発注率は金額ベースで90%以上、件数で85%以上を目指す。ただし、これはWTO案件を除くと、そういうシステムになっているわけですが、まず報告していただきたいのは、県土整備部の実績はどうなっているのでしょうか。

丸若委員長

小休します。(11時24分)

丸若委員長

再開します。(11時24分)

七條建設管理課長

ただいま委員のほうから、県内企業優先発注に係る県土整備部関係の実績という御質問をいただいております。

県内企業優先発注の実施の方針につきましては、平成23年度より新しい実施方針という形で進めさせていただいておりまして、その中では、これまで件数ベースで90%以上の受注だったんですけども、今般金額

ベースでも 90%以上という数値目標を設定して、全庁を挙げて取り組んでいるところでございます。

昨年度までの県内企業優先発注の取り組みにおきましては、件数ベースで9割以上という形で進めておりまして、県土整備部関係におきましては、平成 22 年度につきましては 96.7%が実績という形で集計されているところでございます。

以上です。

扶川委員

WTO案件を除くとなっておるところを議論したいところなんです。

WTO案件というのは、建設の場合、金額を教えてください、幾ら以上なんですか。

七條建設管理課長

WTO政府調達協定におけます建設工事の調達基準額の御質問かと思えます。

建設工事におきましては、国におきましての基準額は現時点では6億 9,000 万円、地方自治体におきましては 23 億円という状況になっているところでございます。

扶川委員

そうになっているわけですね。それが引き下げられたり、廃止されたりということになると、外国企業が入ってくるという影響が県内建設業者に及ぶのではないかということも心配されるんですが、そのあたりはどんなふうにお考えですか。

七條建設管理課長

TPPの影響についての御質問でございます。

TPP、環太平洋経済連携協定につきましては、加盟国の間で工業製品とか農業製品の関税を撤廃し、国や自治体による公共事業などの政府調達、知的財産権、労働規制、金融などの関税障壁を撤廃いたしまして、自由化する協定でございます。

2006 年、シンガポール、ニュージーランドなどの4カ国による経済連携協定、いわゆるP4協定という形で発効いたしまして、現在、アメリカとかオーストラリアなどが参加しまして、9カ国という形で交渉が進められております。

先般、APECで総理のほうから、TPP交渉参加に向けて関係国と協議に入るという表明がなされて、今後交渉参加に向け、協議に入っていくわけでございますけれども、このTPP交渉におきましては、21 分野 24 の作業部会で交渉が行われておりまして、工事発注などの政府調達につきましても、作業部会の中で交渉が進められているところでございます。

そうした中で、委員からの御質問にございましたように、現在WTOの協定の中におきまして、地方政府 23 億円という基準額といたしまして、それ以上の案件については協定契約国に開かれているという状況でございますけれども、今回の交渉におきましては、中央政府の調達を対象に進められておりまして、調達基準額や地方政府も対象となるかどうかも含めまして、まだ明らかになっていない状況でございます。

仮に、今後交渉の中で、地方政府、地方自治体等も対象となり、WTOの基準額が引き下げられるようなことになれば、県内企業の海外進出が容易になる可能性がある反面、県発注工事におきましても、地域要件などをつけることが難しくなっています。これまで県内企業に発注した工事案件も、海外あるいは県外企業に門戸を開かざるを得なくなり、県内企業における受注機会の減少が懸念されるところでございます。

県といたしましては、今後ともこの政府調達における協定の適用範囲、基準額等につきまして、地域の基幹産業となる建設企業を支援するため、国の動向を注視し、情報収集の強化に努めますとともに、それぞれの情報について、本県にとってどのようなメリット、デメリットがあるか、しっかりと情報分析を行ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

扶川委員

情報収集はやっていただきたいんですけど、とにかく農業だけじゃない、建設業の分野まで被害をこうむるようなTPPそのものに私どもは反対です。そういう意味では、建設業者を守るために断固とした姿勢をとっていただきたい。時期尚早であるということ、知事さんもああいうふうに答弁されているわけですから、強い立場で臨んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

時間がありませんのであと走り走りですが、公共交通のことでちょっとだけお尋ねしますが、これまで地域の公共交通の計画に関しては市町村とかでつくられていたものが、制度が若干変わって、県の責任が重くなったと聞くんですけども、そのあたりどんなふうに制度が変わったのか。そして、端的に聞きますが、県として地域公共交通の計画を立てるべきであると思うんですが、そのあたりどんなふうにお考えかお聞きしたいと思います。

坂本交通戦略課長

公共交通につきまして、今、国会におきまして、交通基本法案が出されているところでして、その中では計画ということが位置づけられているわけなんですけど、ただ、その交通基本法案がまだ成立しておりませんので、その情報収集、動向を見てまいりたいというふうに考えております。

県としてどうなのかというところがありますけれども、やはり国の動向というものもありますので、その動きを引き続き注視していきたいと考えております。

扶川委員

またゆっくり議論したいと思います。国の動向を見てですね、私も。

県として、責任を持って、前も1回議論したことがありますけど、JRもバスも飛行機も高速道路もフェリーも、トータルでやっぱり人の動き、徳島の公共交通がどうあるべきかと考えることができるのは県ですよ。県が責任を持って、計画を立てるべきであるということを申し上げておきたいと思います。

あと1点最後に。県単急傾斜地崩壊対策事業のことですが、事前に、先ほど箇所づけ表をいただきました。これもずばり聞きますけども、例えば、私の地元の板野町の犬伏と大坂で、急傾斜地対策が必要なところが生じたということで、鳴門土木にもお伝えしてあるんですけども、今度、県単急傾斜地崩壊対策事業の予算

をふやしていくというふうなことを、陳情に対して知事さんが述べられたようですけども、お金、箇所数、どれだけふやすのか。私が今申し上げた2カ所もその中に入ってくるのかどうか、それだけを教えてください。

津田砂防防災課長

現在、今議会の中で、補正予算を提案するという形で考えてございます。その中で、県単急傾斜につきましては 3,200 万円程度を考えておりますが、まだ箇所づけにつきましては、町村との協議もまだございますし、それぞれ上がってきておりますが、その中で、どれを選択するか今後決めていく段階でございます。

以上です。

扶川委員

3,200 万円で何件やれるんですか。それで、陳情が上がっているところが何件あるんですか。

津田砂防防災課長

ただいま 13 市町村から、金額的には 7,900 万程度の要望が補助金で上がってきておりますが、ただ、お話ししましたように、当初予算も一部ございますので、それらを合わせて、箇所づけしていきたいと考えております。

以上です。

扶川委員

当初予算と合わせて、7,900 万の要望にほぼ 100%こたえられるということによろしいんですね。

津田砂防防災課長

当初予算と今回の補正を合わせましても、当然当初予算、一部箇所づけしておりますので、すべてを賄えるものではございませんが、7割程度までは可能だと考えております。

扶川委員

自分の地元だけやってくれみたいなことを言うてはいけませんので、そんなことは言いません。やっぱり公平に、優先順位をつけて、人家が危険にさらされるようなところから公平に判断して、しっかりやっていただきたい。

それと、7割とおっしゃいましたけど、そういうところばかりだと思うんです、実際は。3割の分だけつければいいと思うんです。もうちょっと増額すべきだということを申し上げておいて、終わります。

樫本委員

大きく2点ほど、伺いをいたしたいと思います。

公共サービスの質や量を確保しながら、財政的負担を低減させ、地域経済の発展につなげる制度として、PFIの手法や指定管理の制度が導入されております。

しかし、その導入効果が十分でないということから、本年、法が改正されたわけでございます。その法というのは、PFI法の改正でございますが、本年5月24日法案が成立し、6月1日に公布されております。

この法改正の背景としては、国、地方の厳しい財政状況、そして、国の公共事業費はピーク時が平成9年でおおよそ9.7兆円で行われておりました。本年では約5兆円、半減をした。そして、そのピーク時の、またそれ以前の公共財の施設老化が目立っておるということ。そして、今後その老化した公共財を維持管理していくということ。それからまた、今回の東日本大震災の復興も含めた社会資本の整備、更新が必要であること。そのため、さらに民間の資金や創意工夫を最大限活用することが必要であると。それから、民主党政権の新成長戦略でも、本年から2020年までの11年間でPFI事業を倍増させようという目標があると。このためにPFI法が改正をされました。

そこで、このPFI法のポイントでございますが、まず、対象施設が拡大されました。従来のインフラ整備、道路や鉄道や港湾、空港、下水道、庁舎、病院、公営住宅、教育文化施設などに加え、賃貸住宅、船舶、航空機、非常に幅が広がったということ。そして、民間事業者による提案制度が導入された。従来は、国や地方公共団体が発意をし、主導をし、そしてPFI事業を実施してきたわけですが、今後は民間事業者もPFI事業を計画し、行政に対して提案をできると。提案を受けた行政は、この提案に対して、しっかりと答えを出していかなくてはならないと、こういうことになりました。そして、民間事業者がこの事業計画し、運営しようとする公共施設に運営権として物権が設定できるようになりました。そして、利用料金も一定の制約はあるものの、事業者が決定して徴収できるということ。第4点目には、こういう事業を改正PFI法を活用した事業者に対して、公務員の派遣をすると。そしてまた、事業者にもノウハウを伝授し、PFI事業のさらなる円滑化を図る。

そういうことで、PFIが改正されたんですけども、私はこの制度というのはおもしろいなあ、これからの地方自治体にとってはこの制度をどんどん導入して、地域の活性化を図っていかなくてはならないなあ、そして、無駄を省いて、有効に限られた予算を執行し、県民、そして市民の負託にこたえていかなくてはならない非常にいい制度だと私は思っております。

この制度をつくる1つの背景には、先ほど申し上げたような財政的な問題とか地域の経済発展をねらったわけですけども、関空の負債の低減ということもあったということでございますが、この事業をこういった法の改正を活用して、何が言いたいのかといいますと、県営住宅。県営住宅といいますのは低所得者の住居を保障する、担保する1つの制度でございますけれども、この公営住宅も戦後65年が経過して、戦後は引揚者の住宅としての提供であったり、それから、国土開発によって企業立地したところに多くの労働者として、地方から企業誘致されておる、そういったところに人口移動が始まった、そういうところの住宅の確保のためにも公営住宅は非常に大きな役割を果たしてまいりました。

これは、十分認めるところではありますが、最近の状況を見ても、御案内のように、住宅供給はもう過剰でございまして、非常に多くのマンションがあいておりますし、住宅も空き家が非常に目立つと、こういう御時世でございます。

そんな中、今、県は公営住宅、県営住宅を再編といいますか、耐震化であったり、集約化であったり、いろんな事業をPFIでやったり、指定管理を導入したりしてやっておられるんですけども、私は今の時代ですからこういった背景を踏まえて、もう一歩踏み込んだ改正PFIの制度を使って、今後はこういう事業を推進すべき

であると、こういう信念を持っておるんですが、どのようにこの問題について認識されておりますでしょうか、まずお伺いをいたします。

黒島住宅課長

ただいま、このたびのPFI法の改正によりまして、新しく公共施設等の運営権ということで、一般的にはコンセッション方式という方式が導入されたということでございます。この制度自身につきましては、今、委員のほうからお話がありましたように、PFI、この事業につきましては、今現在3つの手法がありまして、サービス購入型と独立採算型、それから両方の手法を用いた混合型というものがあるんですけども、現時点での全国事例からお話しさせていただきますと、独立採算型の事業が全体の約4%にすぎないということで、新成長戦略でも掲げられておるんですけど、民間資金の活用による社会資本整備を効率的に実施し、PFI事業そのものを今後倍増されるという観点から新しく制度ができたということです。

それで、この制度の導入といいますか、県営住宅、ただいま三連動地震等の対策で耐震化を喫緊の課題として進めているところでございまして、今の耐震化の状況について御説明させていただきますと、集約化事業で、市内にございます耐震基準を満たさない団地、それから、老朽化が著しい団地、全体で市内12団地を集約化事業、PFI手法をもちまして、3団地に集約するという事業を3年前より準備を進めてきたところでございます。

具体的にPFI事業を用いて、スケジュール的には今年度中に実施方針とか要求水準書等の公表、また、来年度は契約等に向けての事務手続、それから、議会での御審議をいただきまして事業を実施したいというふうに考えているところでございますが、県営住宅の集約化事業につきましては、家賃や敷金の設定から入居選考の方法など、公営住宅法による制約が多いため、この制度自身の導入がなかなか難しいのが実情でございますが、今、委員からお話がありましたように、県営住宅もただ単に住宅を建てるということではなく、その余剰地を活用いたしまして、独立採算によります附帯施設といたしまして福祉施設や便利施設、そういうものの併設を借地権方式で、民間事業者の提案により実施する方向で現在検討している状況でございます。

委員お話にありました新たな方式等につきましては、現在のところ十分な情報も持ち合わせていないようなところではございますが、大変非常に魅力的な方式と考えておりますので、導入のメリット等につきまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

樫本委員

ただいま答弁をいただいたわけですが、比較的に前向きにやろうと、こういうお話でございますのでしたすわけでございますが、お話のように集約をいたしますと、空き地も出てくるかと思えます、余剰の土地が出てくるかと思えます。この土地も県の財政収入の安定化のためにも、民間事業者に貸与することによって収入を得ればいいわけございまして、ぜひ積極的に推進できるような体制をつくっていただきたいと思っております。

それから、次に、工場立地における開発規制の緩和についてお伺いをしたいんですが、過日、河川のことです国土交通省、そしてまた民主党の幹事長室に行く機会がありまして、途中の飛行機の中で、徳島県下の

経営者、事業オーナーとたまたま同席いたしまして、隣に座りました。皆さんよく御存じの方で、県の委員なんかもされている方ですけども、工場が沿岸部に立地をしておると。そして、今後のリスクを分散するためにも、企業存続のためにも少しリスク分散をして、内陸に工場を立地しなくてはならないと考えておられたようでした。しかし、いろんな規制があって、なかなか立地が思うように進まない、資金も少ない、こういうふうなことで悩んでおられました。こういう状況でございますので、工場立地に対する開発の規制について、ちょっとお伺いしたいと思います。

3月11日の東日本大震災では、巨大地震と大津波によりまして、多数の死者、行方不明者が出るとともに、家屋の流出や倒壊、道路や港湾の損壊など被災地に未曾有の大災害を引き起こしました。企業の生産活動におきましても、沿岸部の工場を初め、広範囲において甚大な影響を及ぼしたところでございます。こうした中、本県におきましても、南海地震等の大規模地震発生時には強い揺れや沿岸部の大きな津波が予想され、沿岸部に工場を持つ企業はリスク分散や企業の存続をかけて、防災、減災対策として、工場を内陸部へ移動するという検討も始まっておると伺っております。

先ほど申しましたように、工場移転、分散する場合には、内陸部における移転適地が非常に不足しているということや、市街化調整区域にあつては開発規制によりスムーズに移転が進まないという問題もあるわけでございます。

そこで、お伺いするわけですが、企業が工場を内陸部に建てようとする場合には、市街化調整区域においてはどのような開発規制があるのか、まずお伺いしたいと思います。御答弁願います。

森建築開発指導課長

市街化調整区域における開発規制につきましての御質問でございますが、市街化調整区域におきましては、無秩序の市街化を防止し、健全なまちづくりを促進するという観点から、原則的には工場の立地が制限されておりますが、例外的に、市街化調整区域内において生産される農林水産物の処理、貯蔵もしくは加工に必要な工場、それから、市街化調整区域内の既存の工場における事業と密接な関連を有する事業に用する工場等で、これらの事業活動の効率化を図るために必要なもの、あるいは市町村が地区計画を定めた場合に、その内容に適合する建築物等について許可を受けることができることになっております。また、技術先端型の業種、それから、企業立地重点促進区域内における指定集積業種に該当する工場、それからもう一つ、相当期間適法に利用された建築物のやむを得ない事情による用途変更、工場から工場に変更する場合につきましては、開発審査会の議を経まして、許可を受けることができるという、以上のような基準で運用しております。

樫本委員

今、御答弁いただきましたように、工場立地に当たっては、非常に厳しい条件をクリアしないと立地できない。これが現行の制度でございまして、地域経済の存続や工場で物づくりをなりわいとされていらっしゃる方々の今後の戦略に非常に大きな障害となっております。これは大幅な規制緩和をすべきと考えております。徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、石井町、北島町、こういったところが今の条件ということになっております。

藍住が発展していて、ゆめタウンなんかができしたのは、今の土地の利用に関する規制がないと、ほとんどフリーみたいなそういうところが生き残って、勝って、税収がふえて活性化が進んでいるんです。

だから、皆さんそれぞれの地域が同じ土俵で、地域振興が図られるような制度にぜひ私はすべきだと思っております。

次に、引き続いて伺いするわけなんですけれども、これは規制緩和に関する提言や要望でございますが、お聞きいただきたいと思います。

県では、「いけるよ！徳島・行動計画」によって、県政の重要政策として、LEDネクストステージの展開やLEDリチウムイオン電池などの成長分野における企業誘致の推進を目標に、地域の雇用創出や地域経済の活性化に取り組んでおります。これには、LED関連でも100社を超えるような企業が立地しておりまして、大きな成果はおさめていらっしゃるんですけども、先ほど課長からも説明があったように、先端産業の業種でございまして、これだけしか伸ばすことができないというのは、今日まで企業立地を推進してきた、誘致企業を底支える、もともとある地盤の企業のリスク分散や発展には貢献できない、大きな障害になっております。これを緩和するために規制緩和をしてほしいということでございます。

こうした県政の重要課題である産業施策と開発規制は、十分整合がとられているのかどうか、県で緩和措置をするなど柔軟に対応することにより、地域の産業を発展させていくべきであると考えております。

現状を見てみますと、先ほど木南先生からも話がありましたけれども、藍住のゆめタウン、こういう大規模な小売店舗が立地をいたしますとどうことが起こるかといいますと、もう既にどんどん始まっているんですが、ゆめタウンができるまでも、ロードサイドで多くの200坪、300坪の店舗が空き店舗になっております。一番にはパチンコ屋さん、ここは何にかわったかと言いますと、葬儀屋さんにかわった。葬儀屋さんも、もうそれほど立地する余力はないよね。葬儀屋の業種も、もうオーバーストアです。そして、今度のゆめタウンの出店によって、空き店舗がさらにふえてくる。その空き店舗で工場はできませんね、できないでしょ。せっかくつくった建物ですから、取り壊してしまうのは非常にもったいない。建てられた方、開発された方も何かに活用したい。そんな中で、店舗だったら駐車場もある。そして、中の模様がえ、リフォームも簡単に比較的しやすい。大きな空間があって、柱がないから、機械の配置にしやすい。そして、安く物件も入手できるという、いろいろメリットがあるわけです。産業界がそういったメリットを十分活用できるような制度にぜひ変えていただいて、本県の経済の安定化、雇用も創出する、これにぜひつなげていただきたい、こんなふうに思っております。

倉庫から工場へと用途変更なんかもできるように認め、しゃくし定規に、先ほど言ったような先端業種だけ、申請すれば開発審査会で許可をしようと、こういうのが困るわけで、ぜひ規制緩和をしっかりとやっていただきたいと思えます。

それから、技術先端型業種の該当する工場というのは、開発審査会に先ほど言ったようにすぐに認められるわけですけども、先端産業のさらなる育成を図る観点で、こうした業種に素材や工作機械を供給する企業も、そしてまた、既存の企業の存続のためにも、あわせて先端技術型産業と同じように認められるよう、対象を広げていただきたい。

それから、技術先端型業種という区分では、本県が進めているLED関連企業集積のうち、例えば、LEDの製作に必要な部材や各種検査機器などをつくる工場は、該当しないですね。非常にきめ細かな、ややこ

しい規制を加えております。したがって、こういった業種自体も、あわせて見直すべきではないかとこんなふうに考えます。どうでしょうか。

森建築開発指導課長

大きく2点、御質問をいただきましたけれども、まず、既に許可されて使用されなくなった建物を、工場以外の用途でも工場に転用できるように緩和すべきではないかというふうな御質問でございます。

これにつきましては、先ほども申しましたように、相当期間適法に利用された建物を工場に転用する場合、これまで、もともと工場であった建物からの転用でなければ、許可できないというふうな基準で運用しております。しかしながら、工場以外の施設でも既存施設が使用されなくなり、廃虚になっているようなものにつきましては、地域の環境とか、まちづくりの観点からも有効利用を促進する必要性は十分認識いたしております。

つきましては、周辺環境に与える影響が少ないものであれば、工場等、他の用途に転用することを認めることにつきまして、それによって発生する諸問題もあるかと思えます。関係部局と協議しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

それともう一つ。市街化調整区域における許可基準のうち技術先端型の業種について、その内容をもっと見直すべきではないかとの御質問でございますが、この技術先端型業種につきましては、本県も、全国的にそうなんですけども、国の通達に基づきまして運用してまいりました。

ただ、現在の産業の状況を的確に反映するものになっているかというふうなこともありまして、それを見直す必要があることは十分認識いたしております。

つきましては、国の通達の趣旨を踏まえつつ、本県の実情に照らして、どのような業種が該当するのか、商工労働部とも十分に連携しながら、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

榎本委員

商工労働部と連携して、協議をして、柔軟に対応してまいりたいと、こういう御答弁でございました。

どうか本県の産業の空洞化がさらに進まないように、地域の経済が発展するように柔軟な対応をしていたいて、本県経済の振興に県土整備部としても真剣に取り組んでいただけるように強く要望して終わります。

丸若委員長

午食のため休憩します。(12時01分)

丸若委員長

再開します。(13時04分)

質疑はありませんか。

松崎委員

先ほど、県土整備部の補正予算の説明をいただいたんですけども、総括表を見ていると、県土整備にかかわっての補正の財源内訳は、かなり県債が高くなるのではないかなと思うんですが、県債の内訳で国直轄事業の負担金、この分を拾うとざっとどのくらいになるんでしょうか。

板東県土整備政策課長

国直轄事業の起債の関係の御質問ですが、国直轄事業につきましては、その財源である県債につきましては、すべて補正予算債ということになっております。

松崎委員

補正予算債というと、ちょっと私も不勉強なのであれなんですけど、補正予算債の中身というんですか、ちょっと説明を加えて教えていただきたいなあとということと、補正予算債ということになると、一番心配されている県債発行の状況をできるだけ抑えていこうという努力を片一方ではされていることとの関係では、どういうふうなメリットがあったりといいますか、どういうふうに工夫をされているんでしょうか。

板東県土整備政策課長

今回の国の第3次補正予算案に計上されている全国防災対策費に準ずる地方単独事業について、補正予算債が組まれることになっております。直轄事業につきましてもこの補正予算債が組めるということで、これにつきましては、有利な財源ということで、県としては活用させていただいているということでございます。この補正予算債につきましては、後年度における元利償還金の80%を公債費方式によって基準財政需要額に算入できるということで、有利であるということになっております。

松崎委員

交付金としての基準財政需要額に算入されるのだと、8割の部分が、という理解ですね。それが有利だということで、これは、これから先の公債費の圧力みたいなものに対しては、しっかり耐えられるという判断なんですか。

丸若委員長

小休します。(13時08分)

丸若委員長

再開します。(13時08分)

松崎委員

これはまた総務のほうに聞いてもらうということにしたいと思いますが、大きな事業費をこの3次補正で計上して、12月の閉会日に通して、それから、箇所づけなどの資料もいただく中で、進めていかれるというこ

となんですけども、これまで1次、2次補正をされて、この予算も含めて、この間、補正、補正をしてきているんですが、県土整備部として事業費の年度内消化という部分では心配ないんでしょうか。

板東県土整備政策課長

県土整備部といたしましては、できるだけ早い発注に努めて、年度内執行に努めてまいりたいと考えております。

松崎委員

今回、年度内消化できない場合は、当然今までどおり繰り越し事業になっていくということですか。

板東県土整備政策課長

委員御指摘のとおりでございます。

松崎委員

午前中に少し御意見はありましたけども、事業消化によるということなんですけども、他の事業部関係もいろいろ補正予算、トータルで200億を超えての補正が組まれたということになっていて、県土整備部全体の業務量の拡大、人員の体制を含めて、そこらの心配はないんでしょうか。

結局、79億ですか、予算を補正で組まれるということに伴って、これから残された期間、精いっぱいやるということなんですけども、県土整備部全体での人員の体制、業務の体制は心配ないんですか。

板東県土整備政策課長

今回の補正予算に伴って事業執行体制に問題はないかという御質問でございますが、今回の補正予算額のうち36億5,900万円につきましては、直轄事業負担金となっております。それを除いた額が県で実際に執行する額という形になっておりまして、全体を合わせましても、昨年度に比べまして多いということではございませんので、十分体制としては対応できると考えております。

松崎委員

はい、わかりました。当初予算、それから、国の補正予算に伴って、補正、補正とあるわけでした、心配するのは県庁全体の業務執行について大変御苦労されているのではないかなと。大変厳しいストレス状態の中で、業務がなされる状態も出てきているのではないかなと、そんなふうに思うので、そのことを今心配したわけございまして。国の予算も含めた負担金でいろんな災害対策事業が実施されるということについては、これはこれで私も歓迎して、しっかり対応をお願いしたいなあというふうに思います。

次に2点目なんですけども、事前の委員会の際に、県土整備関係の指定管理者の選定の状況について、選定段階とか選定の結果についてお知らせをいただいたんですけども、これは来年度からの新たな指定管理者が選定されたということになるんだろうと思うんですが、実は、総務省が昨年12月28日に、自治行政局長名で、その運用についてという文書を出されておりまして、指定管理者制度というのは余りにもコストカ

ツールのツールとして使われてきたということ。それから、本来、指定管理になじまない施設までこの制度が使われてしまうということ。それから、アウトソーシングをするということで、行政の業務を外に出しているということが進められた結果、世間で言われる官製ワーキングプアを大量につくってしまったという反省の弁が総務大臣から述べられているわけですし、行政サービスの質の向上が一番のねらいだったんだと、指定管理者制度は。その制度が十分できてこなかったということが問題だということで、各県のほうに、この指定管理者の文書が出されたと思うんですが、このことはちゃんと意識されて選定過程に生かされていると理解してよろしいのでしょうか。

板東県土整備政策課長

指定管理者制度について、総務省の通知を踏まえた、あるいは意識をした対応がとられているのかという御質問でございます。

指定管理者制度につきましては、委員御指摘のように、民間事業者のノウハウを利用しまして住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成するということで導入されたものでございまして、単にコストカットという形ではございません。

こうしたことから、今回の指定管理者候補者の選定に当たりましては、最も効果的、効率的、安定的な管理運営に資する団体ということで候補者を選定したところでございます。

この選定に当たりましては、企画総務部から統一的な運用として示されております、県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮、効率的な管理運営、安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況といった3つの大項目、それから、地域への貢献及び連携等ということで、そういった項目について配点をして、客観的に選定したところでございます。

松崎委員

この選定結果の中身を見ますと、例えば、効率的な管理運営ということで、人員配置などという経費節減を行うという経済性の追求がされておったり、それから、若い職員とか再任用職員の充当によって人件費の削減を行うというふうにされておったり、駐車場なんかは自動精算機システムの導入ということで人件費を削減するんだと、こういうふうに効率的な運営というのが書かれておるんですけども、これは総務省から出ている指針に沿っているというふうに理解されてるんですか。

板東県土整備政策課長

今回の選定に当たっての経費の削減策というのが、総務省の文書に抵触していないかというような質問かと思いますが、労働関係法令を遵守することは当然という形で総務省から通知が出されております。

そういったことにつきましては、十分反映できるということで、選定委員さんの中に労働者側の方にも入っていただいて、問題はないということで選定させていただいております。

松崎委員

これに関してはあと1点だけ。例えば、指定管理者制度を活用した場合も、1つは住民の安全確保に十分

に配慮する。これは、指定管理者をされて、例えば、プールとかそういったところで子供さんが亡くなるという中身を見てみると、十分に職員が配置されていないというようなことなどが大きな社会問題になったことで、結局は、指定管理者制度が住民の安全を脅かしておったということを指摘されてきたわけなんです。指定管理者との協定の中で、施設の職種に応じた十分必要な体制に関する項目、それから、リスクがありますからリスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいというふうにされておるんですが、先ほどありました6番目に、労働法令の遵守とか雇用・労働条件への適切な配慮とか、これは当然のこととしましても、今申し上げた住民への安全配慮、リスク対応、損害賠償対応などのところはしっかりチェックされておるのか、指定管理者との間で具体的事項があらかじめ盛り込まれているのかどうか。

延都市計画課長

都市計画課、当課の所管いたします指定管理を事例に御説明をさせていただきます。

リスク管理ということでございまして、まず、当課で所管いたします指定管理に公園の管理業務がございします。日ノ峰でありますとか、鳴門あるいはウチノ海等がございしますが、それぞれ指定管理者におきましては、今回事業提案の中で、職員に対しての研修でありますとか、緊急時の連絡体制、県への連絡体制等しっかりと御提案を受けております。

また、施設を利用するに当たっての事故等に際しての保険につきましても、それは条件として要求水準として示してございますので、しっかりとリスク管理が行われておるというふうに理解しております。

松崎委員

指定管理の場合は3年とか5年とかぐらいで管理者がかわるという問題があつて、管理者がかわった場合には、指定管理の本来の趣旨が十分生かされないという場合もあつたり、また、他の県、市の事例ですけど、先ほど申し上げたように、実は住民サービスが低下をして、住民の命まで奪ってしまうと。その結果として、責任は指定管理をした自治体側が主たる責任を負うわけでございまして、ぜひ、先ほど冒頭申し上げましたように、総務省が出しておる指定管理者制度の運用についてということを踏まえて、これからも指定管理者との間でしっかりとした協議といいますか、具体的なことも含めて進めていって、本当にそのことによって県民サービスが向上したんだということを言えるような御努力を、今回は県土整備部の関係でありましたけれども、そのことを申し上げておきたいというふうに思います。

あと1点は、河川等の改良整備の促進問題でございます。

たまたま私も立場があつて、四国治水期成同盟会の中の46市町の皆さん方から陳情などもいただいて、いろんなお話を聞いたりして勉強させてもらいました。

その中で、県管理の河川の問題で、内水面の対策がおくれておって、大変浸水等の被害が発生しやすいと。さらに、その要因として、排水機がもう古くなつたり、機能が十分でない。それから、河川整備のほう県としてはおくれておるということなどもいろいろお話がありまして、吉野川水系、那賀川水系でいろんな対策について、国も含めた要望が出されたというふうに思っております。その要望も国のほうに申し上げてきたところなんですけども、今回の補正予算の中で、このことが生かされておるという部分はあるんでしょうか。

秋月河川整備課長

浸水被害に対しての今回の補正との関係なんですけども、河川整備課分では、この表の6ページになりますけれども、河川海岸維持修繕費と河川特殊改良事業費とそれから広域河川改修事業費とそのほか総合流域防災事業費ということで、浸水被害の軽減にもなるような、こういうふうな補正予算を計上しております。

松崎委員

今回の補正で、県管理河川の災害対策の整備が少しずつでも進みつつあるということで理解しておきたいと思うんですけども、ぜひ引き続いて、国のほうの河川整備はかなり進んだり、次のステップとしては、例えば、今、報道されているように那賀川の河口のいろんな対策、液状化対策なども進んできているということがあるんですけども、県の管理にかかわって、簡単に言えば、国の補助もいただかなきゃならない、さらには県単独でやらなきゃならないということがまだ多く残されているんじゃないかなというふうに思っておりますので、本当に安全・安心な県土をつくるという意味では、ぜひ、県管理河川の整備の促進について、改めてお願いをしておきたいというふうに思います。

長池委員

県土整備委員会に入って初めて質問をしますので、初めて声を聞く方もいらっしゃると思いますけど、長池でございます。よろしくお願いします。

初めてですので、そんなことも知らんのかというような質問もあろうかとは思いますが、県民の代表ということでお許しいただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは早速ですが、本当に基本中の基本なんですけど、工事をする場所とか金額を、箇所づけていいますかね、専門用語で言うと、どうやって決めておるのか。2つあって、こっちとこっち、どっちを先するとかいう優先順位の決め方とか、基本的なことをお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

板東県土整備政策課長

箇所づけについての御質問でございます。

公共事業予算の執行につきましては、予算が随分減ってきているというような状況も踏まえまして、効率的、効果的に予算を執行していく必要があるということで、重点化を図っているところでございます。

具体的には、事業効果が早期に発現される完成間近な事業とか、地域経済の疲弊や雇用情勢が非常に厳しい中山間地域に配慮するなど、予算を重点配分し、整備を進めているところでございます。

今、後のほうに質問がありましたどちらをするのかということにつきましても、どちらがより重要であるか、あるいは地域の熟度が高まっているかどうかとかいう形のことも配慮させていただきながら、決定させていただいているところでございます。

長池委員

今の内容は、何か規定として、文書としてあるんでしょうか。

板東県土整備政策課長

文書的な表現で決定された形ではございませんけれど、ボトムアップで、それぞれ各所管課が選んでいき、それをさらに上げていくという形で決定していくような形になっております。

長池委員

知事の意向とかは、どの程度入ってるのか教えてほしいんですが。

中内県土整備部副部長

箇所づけの方針につきましては、先ほど政策課長が申し上げたとおり、ボトムアップ方式で、優先度、そういったものを決定しているということで、基本的には県土整備部内でそういったことをやっているということでございます。

長池委員

ボトムアップということは、特に知事の声はないのかなという気がしますが、各議員の声とかもないということとでございましょうか。

中内県土整備部副部長

さまざまな方面からいろんな御要望とかいうのは確かにございますけれども、そういったものも踏まえて、重点的な整備から箇所づけを行っておるところでございます。

要望というのは、例えば、既に箇所づけしているところについて、用地が進んでいるとか、先ほどの政策課長の言葉でいいますと、熟度ということでございますけれども、そういったものも勘案しながら、具体的にそういったところを決めていると。できれば、今の時代ですから、例えば、道路で申し上げますと、5年ぐらいでは供用するということについて、重点的にやっていくというところでございます。

長池委員

議員になる前から、声の大きい議員の方は力があるみたいに聞いたりしたことがありましたんで、私も発声練習をしないといかんかなと思ってたんです。

ちょっと変えます。震災後、緊急性とか要望というのに変化があったかどうかをお願いします。

板東県土整備政策課長

震災後にそういったことについて、考え方の変化があったかどうかということでございます。

もちろん基本的なところは変わってございませんけれど、例えば、今回の11月補正予算案につきましては、東日本大震災を教訓とした防災・減災対策の緊急的な取り組みと、それから、震災、円高、欧州経済不安による景気悪化を打破するということでの経済・雇用対策の2本柱といった形で、県全体の中でそういう柱を決めまして、それに合うものをまず充てていくという形で行わせていただいているような次第です。

具体的には、社会資本整備総合交付金等の追加による即効性のある防災・減災対策といたしまして、善蔵川、海陽町、それから、打樋川、阿南市における樋門の耐震化事業、それから、主要地方道路徳島環状線の末広高架橋工区の橋梁耐震化事業や一般国道 319 号大野工区のもの面対策事業、それから、美波町の伊座利地区や海陽町の堤の外におけます津波避難階段等を兼ね備えた急傾斜地崩壊対策事業などを進めていくといったところでございます。

長池委員

安全性というか防災に対するほうに予算がつく、これは当然だと思います。県民の要望としても感情的にも当然だと思いますので、これからしばらくはそういった方向に全体的に傾くのかなあと思っておりますが、それはそのとおりだと思いますので、特に異論はございません。

実は、今度はそれに反対側の視点でいきますと、箇所づけではなくて、業者選定といいますか、発注方法について、2つほどお聞きしたいと思います。

つまり、業者選定する際、選定といいますか、入札になるんでしょうけども、この震災時に地元業者の育成をしっかりとっておいたほうが良いというアドバイスを、実は先月、東京で開かれました全国の都道府県議会議員の集まりみたいなものがありまして、岩手県の議長さんがおっしゃっていました。ゼネコンは自分が工事したところしか面倒を見てくれんと。ただ、地元業者はしっかりと本当に命がけで、地元の人のために動いてくれるということで、地元業者をしっかりと育成した県が復興は早いんだというふうなアドバイスをいただきました。

例えば、防災対策とか震災時、災害時の地域貢献とかいった視点で、そういうことにしっかり取り組んでおる会社に優先して発注するとか、そういうふうな防災に対する発注における取り組みがあったら教えてほしいんですが。

七條建設管理課長

ただいま委員のほうから、防災対策に取り組んでいる業者に優先発注するような取り組みがあるのかという御質問をいただきました。

建設業につきましては、委員のお話にもありましたように、地域の経済や雇用を支えるとともに、東日本大震災や先般の台風 12 号や 15 号でも明らかになりましたように、発災後の救援、復旧活動で、まず最初に現場に駆けつけていただけるなど、地域の防災力を確保する上で、大きな役割を果たしているところでございます。

本県におきましても、近い将来発生が危惧されております南海地震、また三連動地震などに備える意味で、地域において元気な建設業者を育成していくということは、重要な課題であると考えているところでございます。

このため、地域の防災力の確保に取り組む建設業者につきましては、これまで格付、総合評価などにおきまして、評価加点しているところでございます。

具体的に申しますと、格付におきましては、県などとの防災協定の締結、建設機械の保有状況、災害活動の実績、さらには消防団員の雇用状況なども踏まえまして、業者を格付しておりまして、総合評価におき

ましては、個々の入札におきまして、同じく防災協定や建設機械の保有状況を個々の工事で加点しております。

それから、災害活動実績につきましても、深夜とか災害活動時において、一生懸命汗をかいて働いていた業者さんにつきましても加点するような総合評価を行っておりまして、このように、災害時の地域貢献の企業の評価につきましては、積極的に現在取り組んでいるところでございます。

防災対策に取り組んでいる企業の直接の優先発注ということにつきましては、個々の工事ではそうした視点ではやっておりませんけれども、今後ともそういう防災対策に取り組む企業の評価につきましては、地域貢献、また防災力の強化という観点から積極的に評価してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

長池委員

ぜひそうやって防災対策、これ建設業だけじゃなくて、徳島の企業全部に言えると思うんです。やっぱり南海地震に備えるために、企業がBCP策定であったり、震災に備えるという考え方をしっかりと基本に置いて経営していくということを広める意味でも、県土整備部のほうでもそういった観点で、しっかりと指導を現場でしていただきたいなあとと思います。

もう一つが、地元企業をしっかりと育てる、また支えていくといった意味で、細かい話なんですけど、土木工事の発注で、のり面とか舗装とか特殊工事があるんですが、そういった特殊工事の分離発注がきちっとできておるのか、どういうふうな状況になっておるのかをお聞きます。

七條建設管理課長

ただいま委員から、のり面などの特殊工事の分離発注がきちんとできているかという御質問をいただきました。

道路工事を含んだ建設工事の発注に当たりましては、徳島県建設工事請負業者選定要綱に基づきまして、当該建設工事など等級別発注金額に対応いたしました有資格業者を選定することとしておりまして、各発注機関に設置しております建設工事審査委員会におきまして、業者の施工能力、経営規模、工事成績、地理的条件、その他の諸条件を総合的に審査いたしまして、的確な業者を適正に選定するところでございます。

委員御質問の特殊工事、専門工事のことと思うんですけども、舗装工事、のり面工事、区画線、それから、植栽等ございますけども、こういったものにつきましては、施工責任の明確化などの観点から、できるだけ分離発注に努めているところでございます。

しかしながら、分離発注することによりまして、現場がふくそうしたりしまして、安全管理上問題がある場合、それから、施工責任の範囲が不明確になる場合などございますので、そういった場合につきましては、一般土木工事で発注する場合もございます。

県におきましては、こうしたそれぞれの現場の最適な条件を勘案して、今後とも円滑で安全な工事が施工できるよう適正な発注に努めてまいりたいと考えておりまして、専門工事につきましても、できるものについ

ては、できるだけ分離発注に努めていくこととしておるところでございます。

以上です。

長池委員

なぜこんなことを聞いたかといいますと、不当な安い価格での業務の下請が今問題になっておりまして、特に、のり面工事とかですと危険を伴う、さらには、いろんな技術革新が進んでおる中で、低価格での下請が進みますと、そういった業者の技術の向上も見られませんか、業者自体が弱体化して、ひいては、徳島県が保有する技術が落ちていくと。これは、さっきの話の災害にもつながる話なんです、あらゆる業種の中で、それぞれを育成していくという心というか方針でいきますと、細かいようですが、それぞれの企業、会社を下請等で苦しい立場に立たせないような方針をぜひ考えていただきたい。

この問題については、先ほど松崎委員からもありましたが、指定管理者のこともあります。県が発注するあらゆるものにおいて、現場での、どんどんデフレスパイラルの中で、厳しい状況に置かれている方、会社が、また現場の人間が多くなってきているという現状を、しっかりと県がとらえなくてはならないなあと、質問させていただきました。

この問題はもうちょっと私も勉強して、また2月の議会のほうでも一般質問させてもらえる機会がありますので、その際に掘り下げていきたいなあと考えております。

あと、ちょっと視点を変えまして、通学路についてお聞きしたいんですが、子供の通学路の安全対策について、今の県の取り組みを教えてください。

百々道路整備課長

ただいま、県の通学路に対する安全対策の取り組みについて御質問をいただきました。

本県では、交通事故に占める歩行者、自転車の割合が依然高うございます。特に、高齢者、歩行者の割合が高いと。こういう中で、交通弱者と言われる歩行者の安全を確保するために、身近な道路の安全対策が重要と考えています。

これまで、県管理の道路におきましては、通学路や市街地の病院、福祉施設の周辺の歩行者、自転車交通の多い箇所を中心に整備を進めておりまして、現在の県管理道路におけます歩道の整備率は約20%となっております。

現在、歩道整備につきましては、特定安全交通施設整備事業計画というものを、5カ年計画を策定してまして、現在進めておりますのは平成20年から24年のものでございますが、これにおきまして、交通事故における死亡事故の割合を1割削減することを目標に現在整備を進めております。

具体的に、歩行者、自転車への対策としましては、都市部の事故発生が多い区域、そこを安心歩行エリアと指定して、現在は5地区、徳島3、鳴門と阿南での5地区で行っております。また、歩道空間のバリアフリー化とか、通学路における安全・安心な歩行空間の確保といったものを柱として進めておりまして、今後とも通学路における安全・安心の確保に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

長池委員

通学路は、私の考えとしては、学校の行き帰りの道です。学校が、避難所になっておることが多いんです、徳島の場合。ということは、避難路なんです。そういった観点からも、先ほど箇所づけで安全性といいますか、防災の面からも予算をつけるというふうな方向に流れるというのであれば、避難路の扱いとして通学路をしっかりと見直して、安全性を高めていただきたいなあというのが、私の趣旨でございます。これも、2月議会で言おうかなと思います。

港の件です。沖洲地区で扱っていたコンテナターミナルが、小松島の赤石地区に移ったんですが、わかった上で、もう一回経緯を簡単に教えていただきたいと思います。

田中運輸政策課長

沖洲のコンテナターミナルが赤石地区に移った経緯ということでございますけれども、港湾の施設あるいは港湾空間をどのように利用するかということにつきましては、港湾法に基づきます港湾計画に位置づけております。

徳島小松島港は、御存じのとおり、大きくは徳島港区と小松島港区に分かれるわけですが、小松島港区の赤石地区につきましては、この港湾計画におきまして、外貿コンテナ及び外貿一般貨物を取り扱う物流関連ゾーンと位置づけております。

これまでコンテナターミナルとして使っておりました沖洲(外)地区につきましては、フェリー旅客船関連ゾーンや内貿一般貨物を取り扱う物流関連ゾーンと位置づけておまして、こういった計画に基づいて整備を進めてまいりました。平成7年6月21日に、徳島と韓国を結びます釜山航路が開設されました。この折には、もともとこのような方針に基づいて整備は進めておるわけですが、その関連するゾーンの整備が未完であるということから、暫定的に沖洲(外)地区をコンテナターミナルとして利用してまいりました。

その後、この港湾計画に基づきます整備が進み、御存じのように、マイナス13メートルの岸壁が赤石で完成し、また、その横にはマイナス10メートルの岸壁が平成18年に供用を開始されております。さらに、昨年度には、同様に港湾計画に位置づけておりますガントリークレーンの整備が完了したということでございまして、ことしの3月12日に、徳島小松島港コンテナターミナルの供用を開始したというような経緯になっております。

長池委員

私が理解しておるのは、一番大きな理由は水深かなというふうに地元では言われておるんですが、そのあたり、もう一回ちょっと確認させてください。

田中運輸政策課長

大きな理由といたしまして、委員がおっしゃられましたように、沖洲地区は水深が7.5メートルです。これは、5,000トン級のコンテナ船しか入りません。赤石に行きますと、マイナス10メートルということで、1万5,000トン級のコンテナ船が入ることがございますので、これは1つ大きな理由ということになります。

それで、沖洲地区に入っておりましたコンテナ船は、コンテナでいいですと、300個ぐらい載せるコンテナ船

でしたけれども、赤石に移りまして、そういった大きな特性を生かせるということで、3月12日以降に400ぐらい載せられるだけ、ちょっと大型になったコンテナ船が就航いたしております。

長池委員

つまり、沖洲から赤石に移ったのは、私の理解では、海側の理由かなというふうに思っておるんです。まあ、港ですから、海の理由が当然なんですけど、ただ、陸側から見ると、私は沖洲のほうが高速のインターもできるし、あっちのほうがよかったんじゃないかなあというふうに感じるわけです。

徳島の港の物流を多くするために、他県からも利用してもらわないかと。神戸や香川県とか京阪神から利用するとなると、どうなんでしょうか、小松島より沖洲がいいんかなあというふうに見えてしまうんです。ただ、小松島の私がこれ以上言うといかんの、海の理由ですけど、それにあわせて、陸の理屈も整えていかないかんのちゃうかなあというのが私の考えでございまして、今現在、陸側の事情をどう整えておるか、方針を聞かせていただけたらありがたいんですが。

田中運輸政策課長

徳島小松島港につきましては、徳島港区と小松島港区、2つがございます。徳島港区につきましては、フェリー貨物等の荷物が出航するわけですけども、これにつきましては、高速道路がマリンピアの2期事業の箇所に将来通るということになりまして、陸路と海路が結節するということで、こういう点を生かす使い方をやっていくということになっております。

赤石地区につきましては、やはり委員がおっしゃったように、施設の規模が大きいということで、将来的にも貨物をふやせるということの強みを生かしまして、外貿のコンテナターミナルとして位置づけておりまして、ここの港につきましては、国道を経由して赤石地区にアクセスする道路というのを考えております。

長池委員

徳島空港線が高速道路まで延びるんですかね、西のほうに。やはり空港と高速道路は、つないでおったほうが便利がいいと私もそう思います、明らかに。この前も、北島先生の質問の中にもあったと思います、スマートインターをつくるんですかね。同じ理屈が国際コンテナターミナルにも言えるんじゃないかなと思いますし、また、防災の面から考えても、東北であつたくしの鹵作戦ですか、縦にぼーんとあって横に行くやつですね、そういった観点から見ても、物流で陸側を整える面から見ても、今から種をまいておかなければいけないあと思って、発言してるわけでございます。

これ以上、あそここうしろ、ああしろとは今の段階では言いませんが、これも2月議会のほうでしっかりと質問していきたいと思っておりますので、ぜひ御検討いただきたい点として含んでいただけたらと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

元木委員

先ほど、長池委員のほうからも港湾と高速道路と空港を結んだ道路の整備というような観点からお話がありましたので、まず、この点から私自身の関心を述べさせていただけたらと思います。

今回の東日本大震災の大きなテーマというのが命の道というようなことで、私自身も東北にボランティア活動で2日程度ですけれども参加させていただきまして、そのとき感じたのは、高速道路だけは生き残って、例えば、仙台から石巻市の南三陸道を渡ったわけでございますけれども、本当に大きな役割を果たしているんだなあと感じた一方で、私が行ったときは3カ月ぐらいたってたんですけれども、大分がたがきて、ひび割れたところとかがたくさんありまして、高速道路も案外もろいんだなあとということを実感したわけでございます。

そういう観点で、本県がこれから考えていくべきことというのは、先ほどのくしの歯作戦が実現できるような道路整備を考えるとともに、全国でも有数の高速道路と港湾と空港の距離が近いというメリットを最大限に引き出すような道路整備をしていくべきではないのかなあと、このように考えておるところでございます。

県においても、今、環状道路の整備を進めていただいておりますわけございまして、予算書等でも箇所づきがぼつぼつ出てきて、私もどこかなあと考え、わからないままに認めてきたような状況でございますけれども、県西部の私の地元の立場からしましても、そういった環状道路の、例えば、東側の海沿いのほうを重点的にこれから整備していくのが、理にかなっているんじゃないかなあと思っているわけでございます。

私の会派の北島先生のほうからも、今回、代表質問の中で、空港とを結ぶ県道の整備を進めるべきではないかというような御質問がございましたけれども、県道に少しでも付加価値をつけて、プラスアルファにつなげていけるような環状線の整備というようなことについて、お伺いをしたいと思います。

現在の取り組みの状況と今後の方向性について、お願いします。

長野道路政策課長

幾つか御質問いただきました。

まず、横断道の現況でございますけれど、鳴門から徳島インター間につきましては、平成26年度の供用を目指して本格的な工事が進められているという状況でございます。中でも、途中にございます松茂のパーキングエリア、これにつきましては、スマートインターチェンジを併設できるようにといったことで現在準備を進めておるところでございます。

委員のほうからもございましたけれど、横断道と空港あるいは港湾というのが非常に近いところにあるということでございますので、徳島空港線、これを西に延伸して、空港と横断道を直結させるといったことで、これにつきましても、本線の26年度供用を念頭に置きながら整備を進めていくといったことで、来年度にはこの区間で一番大きな構造物でございます橋梁でございますが、この下部工事には着手したいと考えてございます。

また、環状線につきましては、環状線の11号、55号から東側の部分でございますけれど、今、東環状大橋のケーブルリグレット部分の整備を進めてございまして、来年の春には大橋、それと接続する部分の供用開始を予定してございまして、11号の川内の大松の交差点から南の八万町の大野の交差点まで、暫定ではございますが、供用できるだろうと考えてございます。こちらにつきましては、大きくは市内の渋滞対策といったことがございますので、暫定供用ではございますが、供用しますと市内の渋滞緩和にもなりますし、南から北へと、市内を通過する交通につきましては、ある程度、時間の定時性が確保されていくんじゃないかといったこと、それから、今の11号、55号よりは当然東側を通りますので、港湾にも近いところを通るといったこと

もございますので、こういった点で、整備を進めておる道路が、有機的に相乗効果を出せるように整備を進めてまいりたいと考えてございます。

元木委員

そういったシナジーエフェクトというようなことで、そういった観点からぜひ整備を進めていただきたい。特に、来年春は東環状大橋がいよいよ開通ということで、多くの県民の方が関心を持っておられると思いますので、ぜひ、その関連道路について、予算の重点的な配分をしていただきたいなあと考えておるところでございます。

それに加えて、関連して、もう一方で進められております徳島から鳴門までの高速道路の整備というようなことで、あれがつながれば、いよいよ徳島自動車道と近畿圏が直で結ばれるというようなことで、それについても県西部の方はいろんな御意見があるわけでございます。

私自身、徳島自動車道の4車線化というようなことは、当初から要望を申し上げておまして、一定の成果も残していただいておりますけれども、先般も中学生を乗せたバスが事故に遭われて、死亡はなかったわけでございますけれども、一歩間違えればすごい大惨事になったというようなことで、これまでも何度か県西部の徳島自動車道の1車線のところで事故があったわけでございます。ぜひ、この4車線化を早急に進めていただきたい。鳴門と徳島がつながれば、徳島自動車道の利用者もある程度はふえるんじゃないかなと。それに伴って、整備も求められていくんじゃないかなと思っておるようなところでございます。ついては、現在の徳島自動車道の利用者がどういった状況なのか。それと、徳島ー鳴門間がつながったときに、どういった交通量の増が見込まれておるのか、もしデータがあれば、お願いします。

平田高規格道路課長

ただいま、委員さんのほうから、徳島自動車道の4車線化のお話、それから、利用交通がどれぐらいあるのかというようなお話、26年度に徳島道と高松道がつながります、それから本四道路までつながるというようなことになったときに、どういう状況にあるだろうかということのお話をいただきました。

徳島自動車道につきましては、平成12年3月に井川池田一川の江東ジャンクション間が開通して、全線が95キロぐらいございますけれども、暫定2車線という形で開通をいたしております。その区間に4車の部分もあるわけでございますけれども、その4車の部分は約15%。それから、交通量につきましては、最近の無料化の状況等もあったわけですが、平成22年の状況で約8,100台ぐらいが通行しているというような状況になっております。

当然、26年度に徳島道あるいは高松道がつながるということになるわけですが、その時点では、愛媛とか高知方面から若干距離が近いところもあるんですが、そういう方面から、今まで高松を回っていたのが一部こちらを回るといったようなこともあろうかと思えます。そういう中で、やはり交通量はふえるんじゃないかというふうには考えております。そういうような状況でございます。

元木委員

今年度の県土整備委員会で私も北海道に行かせていただきまして、印象に残ったのは、バスガイドさん

が高速道路を走るときに、ここは日本で唯一の片側1車線の道路なんですよというようなことをおっしゃられてまして、いや、それは徳島にもあるよというようなことで、突っ込みが入ったことがすごく印象に残っているんですけど、逆を言えば、それほど片側1車線の道路というのは全国的にも少ないということで、ぜひ、これから徳島一鳴門間が接続されることを見据えて、一日でも早く安全面を考慮して、重点的な予算配分をお願いしたいなあと考えておるところでございます。

もちろん阿南までは高速道路を延ばさないといかなというように、大体県西部の方も合意しておりますので、そういった点も含めながら、よろしく……(「阿南までか」と言う者あり)とりあえず、阿南まで。先生のところまではなかなか。予算が大分要るやつなんで、そういった点も含めて、お願いしたいと思います。

次に、先ほど指定管理の話がありましたので、ちょっと私が感じた点を述べさせていただきたいと思います。

榎本先生からもPFI等の話があったわけでございますけれども、大体40年前ぐらいに民間がしていた住宅市場に公営住宅等の建設が入って、それが老朽化して、今ちょっと逆の流れで、今まで公がしていたものを民間でという流れになっておるのかなあという気がいたしております。

こういう中、今回の議案の中で、住宅指定管理者候補の選定結果についてという資料をいただいたわけでございますけれども、これを見てちょっと感じたんですけど、管理者の選定委員のメンバーについてであります。今のところ、徳島大学の教授の近藤先生ですとか、青年会議所あるいは労働組合、税理士、それと県土整備委員会にきょうもおいでになれる次長が3名入っておるわけでございますけれども、もし、民間の経営的な発想をこういう事業に取り入れるということであれば、県の職員なんかは1人で、県を代表して参加されればいいんじゃないかと思いますし、民間の方ももっと経営のノウハウをよく熟知した方のほうが、実質的な議論はもっと進むんじゃないかなと思ったようなところでございます。この近藤先生にしましても大体官の方というイメージを持っておりますし、徳島青年会議所というのは徳島市が大体エリアの青年会議所の長ですし、それも元会長さんということなので、見直しもしたほうがいいんじゃないかなと。もう一点は、労働組合の徳島県連合会、これも元会長というようなことで、この方自身を私は存じ上げておりませんけれども、そういう肩書で選ぶということであれば、榎本先生のように経営についてのノウハウをよく知った方のほうがいい面もあるのかなあと考えておるところでございます。そういった点について、御所見をお伺いいただけたらと思います。

板東県土整備政策課長

指定管理者の選定委員の関係の御質問でございます。

選定委員については、まず、県職員のような者につきましてはもっと減らしたらという点でございますけれども、やはり県がもともと管理していた施設でございますので、それについての十分な知識もあり、状況もわかっているということで、ただ、例えば、県の職員が申請の団体とかと関係があるとか、そういったところにあるような者については省かせていただいて、そういう誤解を招くようなことはしないような形で選ばせていただいております。選定委員については7名ということで、そのうちの4名については民間からという形で、民間のほうがいい形をとらせていただいております。

それから、もっと経営感覚にという話がございましたけれど、先ほど松崎委員のほうからもございましたが、単に経営、コストカットだけではないということもございまして、労働環境について十分熟知しているという

方も入れるのがいいのではないかとということで選ばさせていただいている次第です。

ただ、委員が長くなるとか、それから、いろんな関係で申請団体との関係が出てくるとかということもございしますので、今後、委員の選定につきまして、長くなる方等につきましては、選定について考えさせていただきたいと思っております。

元木委員

ぜひこういった点についても工夫して、民間の発想を取り入れる時代ですので、民間の発想をよく熟知した方をぜひ委員に選んでいただきまして、すばらしい指定管理者制度になりますように御期待申し上げる次第でございます。

次に、木南委員のほうからも少しございましたけれども、徳島ヴォルティスの今回の活躍に関しまして、8位から4位に上がったということで本当にすばらしい成果を残していただいたわけでございます。私もサッカーの友達がたくさんおりまして、まさかJ1に上がると思ってた人は少なかったと思うんですけども、最後の3試合目ぐらいになってきたら、これはいいよ、ひょっとしたらというようなことで、スタジアムの話がかなり出てきたわけでございます。J1にもし上がったときに、スタジアムが今のでいけるのかというような、そういった話が多かったわけでございますけれども、木南委員からもありましたように、ぜひこういった運動施設の充実という観点から、防災の観点に加えて、整備を進めていただきたいと思うわけでございます。

私もサッカー協会の中にも入っております、協会としても鳴門のスタジアムの整備はもちろんなんですけれども、公共交通機関の利用促進の観点も、また、徳島駅前の活性化の観点も加えまして、徳島駅の西の丸球場が昔あったところの場所に、また、サッカーあるいはラグビーですとか、多目的な球技が楽しめるようなスタジアムをつくってくれというような要望もございしますので、こういった点についてもぜひ御検討いただきたいなあと思っておりますのでございます。

それで、現在のサッカー場の鳴門の整備状況と今後の見通しについて、改めてお伺いいたします。

延都市計画課長

鳴門ポカリスエットスタジアムの整備の状況、今後の見通しということでございます。

当公園につきましては、先ほど木南委員の御質問の中でお答えさせていただきましたように、県の広域防災計画の中では広域な活動拠点として、鳴門市の地域防災計画の中では避難所として位置づけられる重要な防災公園となっております。

今現在、ポカリスエットスタジアムにつきましては、先ほど御説明いたしましたように、まずは津波発生時の一時避難所として使えるようなバックスタンドを整備したいと。あと、災害等発生した折には、活動拠点となるように物資の集積場でありますとか、そういう機能を確保してまいりたいというふうに考えてます。

当然、施設を利用しながら改修していく必要がございます。全部閉め切って改修することはできませんので、施設を利用しながらどういうふうに効率的に、なおかつ利用者の方の安全を確保しながら改修していくかということを考えながらやっていくわけでございますが、そういう視点も含めまして、防災拠点機能としての効果が一番大きく発揮できるであろうバックスタンドをまずは改修していきたいと。

今回、お願いしてございます11月補正予算におきましては、そのバックスタンドを避難所として使いますと

きには芝生はやはり夜間あるいは雨天時には滑りやすいというようなこともございますので、避難しやすい階段状のスタンドにして改修しようと考えてます。その階段状の工事をグラウンド側の前面部、約5段程度工事を実施できるのかなと。そこについては、構造上、それ以降、それから後ろの部分と分割して施工することができるといってございますので、その部分を先行的にやることで、全体工期を早く進めてまいりたいと、早期に完成したいということで今回補正予算をお願いしておるところでございます。

あと、全体のスケジュールにつきましては、今現在、6月補正でお認めいただきました設計によりまして、先ほど申しました防災機能の強化に関するいろんな仕様でありますとか、どういう機能を付加するかということについて、詳細を検討しているところでございます。その中で、具体的なスケジュール等も検討してまいりたいと思っておりますので、現段階でいつという形までの検討はできておりません。

元木委員

スタンドの階段等を工事していただけるという御答弁をいただきました。

ぜひ、サッカーのほうでJ1に上がったらということではなくて、上がることを想定して、前倒しで進めていただきたいと思います。

また、阿南と蔵本と連動してということでもございましたので、総合的な観点から、しっかりと役割分担をしていただきながら、防災機能の向上も図っていただきたいと、このように思っております。

また、県西部の運動公園につきましても、かなり前から要望が出されて、なかなか進んでいないわけでございますけれども、この点についても、ぜひ検討の俎上にのせていただきまして、県西部の方が集って、防災ももちろんでございますけれども、総合的に運動を楽しめる総合型スポーツクラブの育成ですとか、子供の体力向上とか、こういった課題にも資することができるような、県が主導となった運動公園の整備を進めていただきたい。

今、スポーツ議連のほうでも、いろんなスポーツの幅広い方から意見を聞いて進めていこうということで、重清会長とも連携しながら進めておるわけでございますけれども、これからは幅広い人に運動を楽しんでいただくためには、国体になるような種目だけではなくて、それ以外のマイナーなスポーツにも光を当てて、都会の人と同様に田舎の人が少しでも多くのスポーツを楽しめる、そのための環境づくりが必要なんじゃないかなと思っております。

先般も、阿南のほうでスケートボード協会というのができまして、スケートボード場ができたと同っております。例えば、スケートボードにしましても、鳴門と阿南だけではなくて、県西部にも1つあれば、県西部の方が集って、そこが1つのにぎわいの拠点になるわけでございます。ぜひ、そういった観点から、いろんなスポーツ団体の意見を聞いて、運動公園の整備にも取り組んでいただきたいということを要望させていただきます。

それで、先ほどの長池委員のほうともちょっとかぶるんですけど、通学路の話がございました。私の地元でも、中学生、特に自転車通学の少し危ないところがあるという話を伺っておるんですけど、こうい中で、現在、警察庁のほうでも自転車の利用者が多いということで、自転車は車道を走るんだということの啓発を行っているというようなニュースをお伺いいたしました。確かに、大体見ておりますと、歩道を走る自転車のほうが今まで多かったような気がするんですけど、ただ一方において、車道を走ると危ないという箇所は本当にたくさんあるわけございまして、例えば、県道の鳴池線ですとか、私の地元だったら国道192号でも、

真っすぐ車道だけを自転車で走るというのは、本当に危険な部分が結構あるのかなあという気がしております。

つきましては、国において危険箇所マップというのをつくっておられるようで、県下何カ所か、そういう危険な箇所を選定して、そこを重点的に歩道整備とかやるということでございますけれども、これの県道版というのはあるのでしょうか。そしてまた、そういった自転車道の整備全般に関して、これから県として、どういった方向で取り組んでいかれるおつもりなのか、お伺いいたします。

長野道路政策課長

今、委員のほうから幾つか質問がございましたので、まず、一番最初にございました警察庁の出された通達、これにつきまして、10月25日に警察庁のほうから全国の警察に対しまして、良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進についてといったものが出されてございます。この中で、取りまとめられた対策の中に、自転車の通行環境の確立といったものがございまして、この中では、自転車一方通行の規制標識ですとか、普通自転車専用通行帯を活用するといったことですか、自転車道の整備を一層推進する、それともう一つ、自転車と歩行者との分離をして、3メートル未満の歩道における自転車の歩道通行可を見直すといったものが出されてございます。

委員のほうからもございましたけれども、実際、今、自転車がどこを通っているかといいますと、かなりの台数が歩道を通ってございます。道路交通法につきましても、昭和53年の改正がございまして、自転車の歩道通行を例外的に認めるといったことがございまして、県といたしましても、歩道とあわせて、自転車の通れるような幅の広い歩道、自転車歩行者道の整備を進めてきたという経緯がございまして。

今現在、自転車歩行者道の整備がかなり進んでございまして、歩道の中で、3メートル以上の幅員のある歩道というのが大体35%ほどはできてございます。この中で、歩道のない道路ですと、かなり路肩が広いんですけれども、歩道を整備すると、路肩が今構造令どおりつくりますと狭くなります。といったことで、交通量の多いところだと、多分自転車は車道を走るほうが危険に感じるといったこともあろうかと思えます。

実験的なこととしまして、徳島市中吉野町、県道の徳島鳴門線でございますけれども、ここで路肩を青色に塗りまして、自転車レーンとして設置しまして、ここで社会実験をしてございます。ここでも一定の効果もございまして、いろんな課題も出てきてございます。

すべて3メートル未満の歩道は車道に自転車をおろすといったことにつきましては、なかなか難しいところもあろうかと思えますので、今後、警察のほうで計画を立てられるということを聞いてございますので、相談がございましたら、県としての意見は言っていきたいなと考えてございます。

百々道路整備課長

ただいま、元木委員のほうから危険箇所マップというふうなお話をいただきました。

これにつきましては、交通安全に関する国の主要施策ということで、特に事故の発生の高い区間につきまして、国の定めた抽出基準によりまして、また、対策を実施することによって事故の削減効果が高いという箇所を抽出しております。平成21年から24年度までに、新たに対策を実施する箇所ということで、全国で3,400カ所が抽出されておまして、県内におきましては、直轄区間で32カ所、県分では19カ所が現在指定されて

おります。

これにつきまして、事故の状況等を分析しまして、道路管理者と公安委員会が連携しまして、交差点の改良とか道路標識の設置とか区画線とか、そういった対策を実施し、これによりまして、事故多発箇所の発生件数を大きく抑えようということで現在整備を進めております。

ちなみに、これは過去からも継続的に実施しておりまして、15 年度に指定された県管理分の 27 カ所につきましては、もう既に終わっているという過去の実績はございます。

以上でございます。

元木委員

15 年度の分は終わったということでございますけれども、新たな交通事故の多発地域というのも出現していると思われますので、ぜひ再度検討していただきまして、安全な道路の整備に努めていただきたいと思います。

私の地元の中学校でも、県道を自転車で行かせると危ないので、迂回させた通学路を設定しているようなところもございます。国道も同様でございます。そういった通学者あるいはローカルな人の自転車通行のためという面と、あと最近、自転車王国とくしまということで、県もいろんなイベント等もしておりまして、自転車が幹線を長距離走るといふこともふえておるように思われますので、そういった方にとっての利便性の向上という立場から、自転車の通行しやすい道路整備について御配慮いただけたらと思っておるところでございます。

最後に、吉野川の築堤の促進につきまして、私自身、これは最初から地元の築堤を早くしてほしいというようなことで要望もさせていただいたわけでございますけれども、今回の代表質問におきまして、我が会派の南議員のほうから、吉野川上流の築堤に関する質問があったわけでございます。

現在の方向性としては、私の認識では 30 年をめどにというような表現から、10 年以内に着手可能なエリアということで何カ所かが指定されて、それで現在に至っておるというようなことで、加茂第一箇所も残り工事がおかげさまであとわずかになりまして、次はどこを重点的にやっていくんだろうかという関心を持ってもらえる県民の方も多いわけでございます。

つきましては、吉野川河川整備計画に伴います吉野川上流の築堤の促進につきまして、現状と今後の方向性について、お伺いいたします。

松野流域振興課長

ただいま、吉野川の上流の築堤の整備の進め方についての御質問をいただきました。

現在、加茂第一箇所で、昭和 58 年から始めております 4 キロ余りの築堤の整備が進められておりまして、この事業につきましては、築堤、護岸、樋門の工事などを進めており、完成まであと数年というふう聞いております。

この後の進め方でございますが、加茂第一の上流、同じく吉野川右岸のほうで、昨年度より加茂第二箇所ということで、約 4 キロの堤防整備の事業化に向けて、調査に着手しているところでございます。23 年は、

樋門の概略設計を実施しているところでございます。現在のところ、加茂第一箇所があと数年というところでございますので、その完了後、加茂第二箇所の整備に着手していただけるものと考えております。

元木委員

地域住民の方が待ち望んだ事業でございますので、本当に一日も早い事業着手を要望しておく次第でございます。

ついでになんですが、加茂第一地区もあとわずかということで、近くに「みかもん」という産直市があるんですけども、そこを道の駅にしてはどうかというような話があるわけでございます。道の駅にするといった方向性とともに、スポーツ施設もその周辺に整備していこうということで、多目的な競技場とまではいかないまでも、住民の方がスポーツに親しめるような場づくりが求められておるところでございます。

既にできております、ぶぶるパークにつきましても、サッカーですとか陸上とか、ゲートボール、パークゴルフといろんな種目を楽しんでいただいて、本当に住民の方の憩いの場になっているわけでございますけれども、そのパークゴルフ場も狭いので拡張してほしいとか、そういったことで今、町ともかなりけんかもしながら進めておるところでございますけれども、築堤そのもの以外のそういった取り組み、道の駅を初めとしたそういった事業につきまして、県としてバックアップしていただけるような余地はないのか。また、現状等、教えていただけたらと思います。

長野道路政策課長

ただいま、委員のほうから、「みかもん」を利用した道の駅という話がございましたので、そういった形で回答したいと思いますが、県内で今まで15カ所の道の駅ができてございます。工夫を凝らした運営をされてございまして、非常に好評だということで、県内各地で道の駅の設置の御意見がございまして。

ただ、それぞれの道の駅の立地に際しましては、前面道路の状況ですとか、市町村といいますか地元のつくる地域振興施設の整備の条件といった認定要件がございまして。今、市町村がつくりますと、それで地域振興施設になるんですけども、例えば、JAですとか、そういったところがつくったものについてはならないといったことで、こういった点につきましては、国のほうに道の駅の指定要件の緩和といったことも要望してございますし、また、東日本大震災で防災機能を発揮したといったことで、そういった機能も入れられないかといったことも提言してございます。

委員のほうからございました「みかもん」でございまして、産直市といったことで運営されていますので、1つの候補地だとは考えてございます。ただ、地元東みよし町の御意向ですとか、あと、委員のほうからございました周りにどんな魅力のある施設をつけるかといったこともございまして、町の御意見もお伺いしながら検討していきたいと思っております。

元木委員

道の駅に関しましては、この県土整備委員会でも道の駅「メロード」を視察させていただきまして、本当にすばらしい施設で、徳島県にももっとたくさんあったらいいなと実感したわけでございます。

箇所づけに関しましては、いろんな市町村から要望があると思いますけれども、道の駅がどの市町村にも

あるというような状況にしていだけますようによろしく願い申し上げます。

それとあわせて、今、町が抱えております管理の問題ですとか、土地の所有の話ですとか、そういった課題をスムーズにクリアできるように、県としてもできるだけの後押しをしていただきますようお願い申し上げます。

またさらに、冒頭に申し上げましたとおり、最近が高齢者を中心としたスポーツの場づくりというようなことで、交流できる場づくりということに大きな関心が集まっておるわけでございますので、加茂第一地区に限らず、いろんな堤防整備箇所におきまして、竹やぶを切って芝生のグラウンドにするとか、そういった点について、国からの予備費を使った助成制度も引き出せるような、県としての後押しもあわせてお願い申し上げる次第でございます。

以上です。

重清委員

声の小さい重清でございます。声が小さいようで、県南のほうには道路がなかなかつきませんので、もう少し声を大きくしていかないとかなのかなあとっております。

道路整備について伺いたいしますが、その前に1点。

徳島市の手抜き工事で、きょうは新聞しか見ておらんのやけど、報告もちょっと聞き逃したようなんやけど、どうい状況か。県の工事は関係してたんですか。説明をお願いいたします。

七條建設管理課長

徳島市の手抜き工事の関連で、県の工事においても水増し請求があった事例についての御質問でございます。

今回、徳島市北島田の林工業という会社の元従業員のほうから、県の工事において、交通誘導員の費用について水増し請求があったという指摘がございまして、この指摘に対して、県土整備部のほうにおきまして、これまで調査を進めてきたわけでございますけども、今般調査結果がまとまり、県の発注工事と堤防の除草という維持修繕業務で1件、都合2件につきまして、交通誘導員の水増しというのを確認したところでございます。これによりまして、約36万2,000円の水増しがあったということを確認してございます。

この対応でございますけども、県におきましては、昨日付で9カ月の入札参加資格の停止処分ということを行っております。それから、過払い額につきましては、本日業者のほうに過払い額の請求を行うという形で、今作業を進めているところでございます。

それから、県の工事書類関係につきましては、交通誘導員等につきましては、現場監督員が現地で確認しているところでございますけども、基本的には書類で実績報告を上げてくるということでございますので、それが改ざんされていたということでございます。

県といたしましては、こういうことが二度とないように、工事現場でのガードマン等の確認をさらに徹底していくとともに、書類の提出につきましても、従来、元請会社だけが書類提出という形がかかわっておったんですけども、警備会社のほうの確認の判などをもらうなど、不正が起こりにくい形に改善を図っていくということで取り組んでまいりたいと、このように考えております。

いずれにしても、今回の件につきましては非常に残念な結果でございましたけども、今後こういったことがないように、さらに工事の現場監督等の徹底を図っていききたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

重清委員

県との関係は水増し請求ということで、市のほうでは手抜きがあったと。どうも市のほうでは把握ができなかったというんで、これからの工事で震災対策にかかるやつで、こんな工事をやられて、後で崩れましたでは話にならんのですけど、そこら今後、県としてはどういう対応をとっていくのか、お伺いいたします。

七條建設管理課長

こういう手抜き工事があったら、今後の震災対策工事に十分でないのではないかという御質問でございますけども、今回の工事につきましては、林工業という会社が発注いたしました5年前にさかのぼって、工事書類等を全部チェックいたしまして、その結果として、水増し請求分2件だけを確認したということでございまして、手抜き工事等につきましては、県のほうでは確認できなかったという状況でございます。

県におきましては、現在、工事の検査体制につきましては、出納局の工事検査課のほうでやっていただいておりますので、出納局の工事検査課とも連携いたしまして、こういう徳島市の手抜き工事であったような事例が発生することのないように、工事のしっかりとした管理につきまして徹底を図っていききたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

重清委員

今まで公共事業がこれだけ減りましたので、業者としても人件費を削減するか、材料費を削減するか、それしかなかったはずですが。しかしながら、これを今からの公共事業で、特に震災対策でやられてはいかんの、ここの体制はきっちりと今後はとっていただきたいと要望しておきます。

さて、道路整備についてお伺いいたしますけど、阿南で道路を打ち切られるわけにはいきませんので、ぜひとも延ばしていただきたいんです。先週の土曜日に、日和佐で「四国の道を考える会」美波大会が行われたわけでございます。16回目でございますけど、一番最初が室戸、そして穴喰、それから東洋町であり、牟岐であり、16回目をやっておりますけど、いまだに海陽町は空白でございます。今、徳島県が震災、津波の被害想定とかの見直しを行っておりますが、東南海、南海の二連動の被害想定が出ておりますけど、徳島県の中で一番被害が大きいのはどの地域でしょうか。まず、お伺いをいたします。

杉本直轄道路推進担当室長

ただいま、委員のほうから、地震が起きた場合にどこが一番被害が大きいかというような御質問でございますけれども、まず、平成16年5月に発表されました東南海、南海、これは二連動を想定した徳島県津波浸水予測調査、これによりますと、地震発生後ですけれども、海部郡沿岸では10分以内、阿南市では15分から25分、小松島市、徳島市、ここらは大体40分ぐらいで津波の第1波が到達して、その後、美波町恵比須

浜で最大9メートルの津波が発生するという予想が出ております。

この浸水予想図によりますと、小松島市では芝生町、田野町、阿南市では那賀川町、西路見町、津乃峰町、橘町、福井町、それから、もっと南へ行きますと、美波町奥河内、牟岐町川長、中村、内妻字古江、海陽町では浅川、那佐、穴喰浦、こういったところが浸水すると。特に、穴喰海岸では、浸水深さというのが6メートル以上となっており、南のほうの被害が非常に大きいということが想定されております。

以上でございます。

重清委員

死者数の想定を聞いたらよかったのかなと思うんですけど、一番大きいのは海部郡で、今、日和佐道路ができまして、何名かはあの道で、前と違って助かるような状況になってきましたけど、結局、海陽町の入り口から東洋町まで、海陽町はすべて津波でやられるということで、国交省も通行止めをするし、先ほど長池委員さんが言われたように、どうやって優先度をつけようのかなあと。海部道路は地域の熟度とか、事業の熟度とか、安全性、これではどんなんですか。低いんですか、県の今の評価は。どのような状況ですか。毎回毎回、地域の熱意を見せろということで大会もして、何度も何度も要望もして、活動もして、皆でやっておりますけど、まだ低いのかどうか。どういう位置づけになっているのか、お伺いいたします。

杉本直轄道路推進担当室長

海陽町の優先順位が低いのかという御質問でございますが、さきの東日本大震災以降でございますけれども、本県の政策提言におきまして、従来からの道路事業に係る防災評価に加えまして、三連動地震の被害が想定されます地域のミッシングリンクの解消について、国策として最優先に行うこと。それから、当然、これを解消するための海部道路の事業化というものを強く要望してきたところでございます。中でも、海部道路、これにつきましては、津波回避バイパスという観点に立ちまして、全国同様の状況にある県とともに、その必要性を訴えてきたところでございます。

その結果でございますが、国土交通省の概算要求におきましては、三連動地震の備えのための全国ミッシングリンクの整備というものが主要事項として盛り込まれ、災害に強い広域ネットワークの構築に対する大きな理解を得たというふうに考えております。

今後も、海部道路が地域の安全・安心の確保のためになくてはならない命の道であるということでございますので、それを国のほうへ伝えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

重清委員

今、地域の理解を得たいと言うたんですか、国の理解を得たいと言うたんですか。そこがちょっとわかりにくかったんで、どっちを言うたんですか。

杉本直轄道路推進担当室長

地元の熱意を国に伝えていくということでございます。

重清委員

今までずっと運動して、知事も今まで海部道路は必要な道路だと、命の道路であるということで、本会議でも答弁していただいておりますし、ことしの3月11日以降、先ほど言われたような徳島発の政策提言、四国知事会の緊急アピールや第3次補正予算に対する緊急政策提言など、いろいろと国に訴えていただいております。それでも今の現状としては、まだ白紙でございます。

この事業は、確かに、国が約8割、県が約2割です。2割ですけど、これは国直轄と違いまして、2割出しますんで、県としての要望を2割分ぐらいは言うていただかないといかんなあと。そこらは、今どういう話し合いをしているのか。まるっきりないですよ、何十年やっても。調査区間にも入っておりません、それが今の現状です。

これから津波が来て、旧の穴喰町、今の海陽町で穴喰にしろ、海部にしろ、浅川にしろ、牟岐も一緒です、日和佐も。津波でやられて、孤立をします。この状況で、地元の熱意、熱意と今までずっと言われて、いろんな活動をしてきました。それに対する県、国の誠意というものが、なかなか地元には見えてきておりません。何と見せていただきたい、県の誠意、国の誠意を。国は、国会議員に言います。いつになったら動かしてくれるんか。あす来るかもわからん。地震で、津波でやられてから動くんか。どうやって、ほんまに。海岸線の道路がやられたら、なかなか復旧はできませんよ。波が来ますし、高潮もありますから、普通の道路とは違います。1本しかないんですよ。

今、県としては、国に対して、この海部道路を調査区間に上げるようにどういう活動をしているのか。10年前と今とどこが変わったのか、教えていただけますか。

杉本直轄道路推進担当室長

まず、10年前とどこが変わったかという御質問でございますけれども、従来、海部道路といいますと、交通量の少ない県南地域における道路でございますので、費用便益比、いわゆるB/Cがなかなか足りないというハードルがあって、これが非常に足かせになってきたというのも事実でございます。

こうしたことから、これまで費用便益比といった効率性の観点だけでなく、防災機能についても評価するよう、徳島発の政策提言において強く訴えてまいりました。

この結果ですけれども、従来の評価に加えまして、防災機能の評価を加味することができるようになったということでございます。

要望に関しては、東日本大震災を踏まえて、三連動に対応する津波回避バイパスについても提言しており、地域や社会の実情などに応じて、いろいろな視点から国に要望してきたところでございます。こうした要望というのが一度にはいきませんが、少しずつ国を動かしてきたということもございます。今後も、海部道路の実現に向けて、新しい観点として取り入れられるものは整理して、国に強く訴えてまいりたいというふうに考えております。また、要望に関して、地元の熱意や道路の必要性を伝えることというのは非常に大事なことでございまして、ただ、これといえますのは、地道で、非常に努力が要ることございまして、なかなか難しいことではございますけれども、国を動かす有効な手段の1つであるというふうに考えておりますので、引き続き地域の御支援や御協力を得まして、粘り強く海部道路の実現ができるように、国に訴えかけてまいり

たいと考えております。

ただ、これだけではなかなか進まないということで、並行しまして、少し具体的な観点で国のほうへ働きかけなければならないということでございますので、さきの東日本大震災を受けまして、平成 24 年度、来年度ですけれども、津波浸水想定が見直され、公表されるという予定でございます。この結果をもとに、国において、道路の位置や構造などの検討を実施し、熟度を上げていただく必要があるのではないかというふうには考えております。その際、国のほうに対しては、津波などに対する被害を受けない対策、それから、早期に事業が完了する工法、また、既存道路との接続方法、避難機能の強化、特に、災害発生時に命の道としての機能が発揮できることが必要であるということでありますので、県としては、特に急がれる津波回避バイパスの区間につきまして、さきに述べた観点を含めまして、現在、危機管理部で実施しております津波浸水想定作業等にあわせまして、国土交通省に速やかに検討に取りかかっているように、事前の準備をお願いしているというところでございます。

以上でございます。

重清委員

事前の準備を今お願いしておると。津波想定が今年度中に出来ます。それで国交省に対して働きかけてくれるということでよろしいですね。ルートの選定ということで解釈してよろしいですか。

杉本直轄道路推進担当室長

年末には、津波高さの暫定値が公表されます。津波浸水想定というのは、最終的には国の断層モデルの発表を待ってからの作業になるかもしれませんが、海部道路の整備というのが喫緊の課題であるという認識のもとで、現在、県で実施している津波高さの暫定値というのが示されました場合は、資料として役に立つものは国に提示することによりまして、事前に準備して進められることは先に進めて、できるだけ早期に取り組んでいただけるよう再度要請してまいりたいと考えております。

重清委員

今年度中に出るのは、10 メーター、15 メーターのを出すんです。出して何にもしませんでは、住民は不安だけになるんです。それにあわせて、何か動きをしています、何かしてくれんのかという話です。そういうんが出ても何もなしかと、この地域は。そこらがどうなるとるんかと言ってるんです。想定高を計算して出すのはいいんですけど、そこで住んでいる人の気持ちを考えてしてくださいと。わかりますか、住民の考えが。今、不安ですよ、この間の津波を見て。

今まで何年も、過去にも来ると。それで、今回また津波想定を出します。県も出すし、中央防災会議も出します。死者の想定数も出します。何百人と出ます。わかりますというたって、そうしたらどうするんなといっても、1本しかないやないかと。病院へ行くにも、次の町へ行くにも、どこへも、避難所まで行けんというのが今の現状でしょう、海部郡の。

どうにかして動かしてくれと。何とかして、山へ逃げますわと。そのかわり、次のところに行く道がないようでは話にならんと。検討してくれませんか。今すぐに事業化しろとは言わらんのです。何十年も要望して、

何としても、そのかわり 10 年前とは違って動かしてくれませんか。10 年前と今と海陽町は一緒ですよ。白紙と違いますか、今。今まで地域高規格道路は 4 車線化で来て、4 車線では無理です、片道 1 車線にしませんか。はい、よろしいですと。そのかわり全体はできません。バイパス方式で、短い距離でしませんか。はい、構いません。すべてそういう話で来て、それでも変わってないじゃないですか。これしたほうが早いですよ、こうじゃないとできませんよと言いながら、10 年も 20 年も白紙じゃないですか。いつになったら、ちょっとは前に進めてもらえるんですか。どうしたらいけるんですか、ほんまに。だれか答えていただけますか。

納田道路総局長

ただいまの重清委員の御質問でございますが、私も先日の大会に出席させていただいたんですが、そのときに、皆さん方の御意見を聞き、生活されている方々のより悲痛な思いというのを私自身、胸に強く感じております。特に、来年度開催でございます安芸市の方が、最後に述べておられた言葉に私も非常に感じるところがありました。今、重清委員のお話にありましたように、私ども、もともとは徳島県と高知県の県境付近に高速道路がないということからスタートしたという形で、もう活動を始めて 15 年、16 年たつんだと。それで、今まで全く進捗がないということについて、私自身も今の立場として非常に大きな責任を感じているところでございます。

この中で、まずは大きな 8 の字ルートというふうなことで事業がスタートしたと。そのときには、産業であるとか地域の振興であるとかいうふうなことでスタートしたんだけど、その後、広域的な医療であるとか、そういうふうな命の道というふうな観点に言葉が変わってきたと。その後、3.11 を経過しまして、高速道路が持つ効果の多様性というふうなところで、特に高速道路が津波からの避難に役立つというふうな観点から、全国的に今ミッシングリンクのある県において、そういうふうな声が高まってきたというところがございます。

今、重清委員からもお話がございましたように、私どもの立場として、高速道路推進ということは至上命題であると考えております。県が高速道路推進のためにどうしたらいいのかということは、先ほど杉本室長のほうからる申し上げましたとおりでございます。私どもとしてできること、それは、津波予測の高さ、それが公表されまして、それをすぐに国交省のほうにもデータを提供して、シミュレーションをして、道路の位置、それをなるべく早く私どものほうに示していただきたいというふうなことを考えてございます。

なお、それにつきましても、私どもが道路の位置を推定するというようなことになりますと、また、国交省との二元化ということになりまして、地域の混乱を招くということもございしますので、私どもとしましては、国交省に協力しまして、なるべく早く道路の位置を示していただくということに全力を挙げていきたいというふうに考えております。

重清委員

県と国の二元化はいかんと言うけど、私からしたら、どっちでもいいんです、示してくださいよ。津波被害想定も一緒です。今のも県が出してます。そして、中央防災会議も出してます。その数字の違いがあります。津波の高さの違いがあります。そうやって今までやっておるじゃないですか。県が出て、国が違うルートやったら、それでまた協議して、こっちのほうがいいなあというんだったら、それでもいいんとちゃいますか。

今まではどのあたりを通るかもわからん。最初のスタートやって、今の線路から 500 メーター以内とか何や

かんや言いながら、まるっきりわからんというのが今の現状です。とにかく絵をかいてくれませんか。どこを通すんですか。津波が来たとき、どこを通過って逃げたらいいんですか。そんなに何十カ所もないでしょ。最短距離で、予算の少ない面で、有効な道をつくらんかと。

その方法を国、国、国と言ってるようでは、なかなか。今まで待ったんが、これでしょ。どうにか動かしてくれませんか。海陽町は都市計画決定もないんやから。住民はほんまに望んどるんですよ。どういうふうにしたらいけるか。そこらを本気で前へ動かしていただけますか。それを答えてくれたらやめますけど、今の状況では去年の答えと一緒にという感じで、毎回毎回そんなに進んでおりません。津波回避バイパスができたぐらいで、それと国自身がミッシングリンクの解消という部分をやっただけで、私らの地域は全然変わってないです。津波の被害だけが大きくなっております。今も言われたように、西と違い、観光面、経済、いろんな面でやっぱり道路があるところとの差は。最初、榎本先生が言われたように、同じ土俵に上げてほしい。これができておりません。何か見える方法を考えていただけますか。同じようなんでは。こんだけ言うても今の状況で、県として取り組んでいただきたいんですけど、どうでしょうか。

海野政策監補

今、南のほうのミッシングリンクの解消についてどうするかといった御質問でございますが、昔と比べれば、道路が交通量ではなくて、命の道、防災という観点から認められてきたということ、また、北のほうから道路が日和佐道路までつながる見通しもある程度立ったということで、大きな前提条件がそろったという意味では、かなり海部道路の環境が整ってきているのではないかとこのように考えているところでございます。

今後、具体的に事業化を進めていくに当たりましては、最終的にはルートを選定といいますのは国の役割となっていてございまして、我々、浸水想定なり津波の高さを示すということもございまして、そういった意味で、そこを回避できるようなルートはどういったところがあるのかといったことなども含めて提案をし、できる限り国においてルート選定が早く公表できるように努めてまいりたいというふうに思っております。

それによりまして、早期の事業着手、新規への要望ができるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

重清委員

海野政策監補が早期の事業化に向かってやってくれと、動かしていただけると。津波の想定も出ることやし、本当にこれはしてほしいんですよ。3月11日までと違って、海陽町の町民は本当にどうするんかということになっております。海部郡全部です。牟岐も同じ、由岐も、日和佐も、全部が不安に今おりますんで、何とか手を差し伸べてほしい。

26年に川内までですか、徳島は。そして、31年に阿南まで。それから、桑野道路、福井道路は同時に進行しますけども、ここまではどうしたって予算のつけぐあいで、もう動くんですよ。政権が変わったらどうなるかわからんけど、とまったりもありますけど。国に対して、国はこの間、野田総理がアジアに対して2兆円のインフラ整備という話をしておりますけど、日本にもう少しそういうことを、こういう地方がありますよと訴えてほしいんです。日本国の総理が、まず、日本の地方が今どんなになっているか、被災地も大変ですよ。全然

変わってないというのが、僕らの思いですけど。もう一度信頼して待っておりますので、よろしくお願いします。

丸若委員長

小休します。(15 時 02 分)

丸若委員長

再開します。(15 時 17 分)

ほかに質疑はありませんか。

笠井副委員長

議員の皆さんも大分お疲れのようだし、理事者の皆さんも疲れてきておりますので、単刀直入に聞きたいと思います。だらだらした答弁じゃなくて、短い答弁で結構ですので、お願いします。

新聞にも載ってありましたし、インターネットにも公表されました未利用財産の売却計画、23 年から 25 年についてという件なんですけど、県土整備委員会の案件は 7カ所載っております。これについてお尋ねしたいと思います。

これは、売却できるような見通しはあるんでしょうか。まず、初めにお聞きたいと思います。

板東県土整備政策課長

県土整備部関係の未利用財産 7件について、これについては売却できる見込みがあるのかということでございますが、現実には、この未利用地の関係につきましては、平成 22 年度までの売却残物件でございます。非常に苦労しているところではございますが、23 から 25 年度にかけまして、土地の境界確定、不動産鑑定、入札手続等を進めて、売却してまいりたいと考えております。

笠井副委員長

過去から売り出しにかけておったやつが残っておるということなんですけども、境界確定ができなかったとか、いろんな理由はあると思うんですけど、境界確定ができておっても売れないところはあるんですか。

板東県土整備政策課長

周辺の状況とか、物件が上にあるというようなことで売却できてない場合もございます。

購入する場合に、周辺の状況とか物件の地上の状況、それから、土地の価格の下落傾向であるとか、いろんなことを勘案されて購入に至るわけですので、境界ができているからといって、売却できるとは限らないと考えております。

笠井副委員長

私も二、三件、問い合わせがあるんです。その 1つはの中にも入っておりますし、これに入っていない箇所

も2カ所ぐらい、何とか払い下げしてもらえないかというような要望がございます。これに入っている中には、県土整備部じゃないんですけども、結局、設計単価が高いんです。毎年、路線価を見直しているのか、あるいは何年かに1回しているのか知りませんが、周辺地に比べて非常に高いと。これはやっぱり、ある程度周辺地と同じような値段か、あるいはもう少し、要らない土地であれば下げて売ってもいいんじゃないかなと思うんです。

というのも、これを置くことによって、維持管理していかなくちゃいけない。そういう中で、その維持管理していかなくちゃいけないコスト分も見込んで下げてやれば、もっと買い手があるんじゃないかなと思うんですけど、そういうことはできないんですか。

板東県土整備政策課長

価格を下げることによって、売却を進めるべきではないかという御質問でございますが、未利用地の有効活用を図るには、もちろん売却をしていかないといけません。ただ、その価格につきましては適正な価格ということでございますので、むやみに下げるといような形にはできないかなと。

もちろん、委員御指摘のとおり、管理経費の削減とかいうことはございます。ただ、現実には売却してきた中には、最低価格を提示して、インターネット公売にかけて、さらにそれでも落ちない場合、先着順ということで、残しておいた分がそのままの最低価格として決めた額で売れた例もございますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

笠井副委員長

いろんな努力をされてると思いますけども、未利用地ということはどう将来、県が使う当てのない土地だと思いますので、置いておくだけかかるとか、維持費だけかかるということでもありますので、できるだけ県民が欲しい、あるいは要望のある箇所につきましては、できるだけ検討していただいて、県民の意に合うような値段を設定してもらって、売却してもらいたいなど。少しでも、県の財政がそれによって、ほかの防災対策に充てれるとか、そういうことになろうかと思っておりますので、努力していただきたいなと思います。

それから、午前中に樫本委員も言うておりましたけれども、指定管理者制度によって県の財政が少しでも豊かになるとは言いませんけど、負担が少なくなるということなんですが、直営を指定管理者にすることによって、その部分の職員が減ると思うんですけど、その職員たちは一体どのようなことになっておるんでしょうか。

板東県土整備政策課長

指定管理を行うことによって、それに関連する職員が減るのではないかと御質問でございます。

指定管理をかけている施設につきましては、従来、管理委託等を行ってきたところがほとんどでございます。それが、管理委託から指定管理に変わるという形がほとんどでございますので、それに係る職員の関係の業務につきましては、特に大きく減ることはないというふうに考えております。

笠井副委員長

わかりました。できるだけ県庁を簡素化するような努力を続けていただけたらと思います。

それから、もう一つお尋ねしたいんですけども、市街化調整区域、これを何とか解除して、工場が進出したり、あるいは商店ができるような方向になれば、もっともっと活性化してくるんじゃないかと思うんです。本当に規制が厳しくて、できないという業者の意見も聞かれました。香川県では、市街化調整区域を解除したということをお聞きしておるんですけども、徳島県では解除するような意向はないんでしょうか。

延都市計画課長

都市計画区域におけます市街化調整区域を解除する意向はないかというご質問でございます。

まず、都市計画区域のあり方についてでございますが、現在の将来の人口の見通し、あるいは世帯の見通しから、市街化が拡大していくというような見通しは低いというふうに考えてございます。人口の減少あるいは高齢化等を考えていく中では、集約的な土地構造を、効率的な都市構造を目指す必要があるのではないかなというふうに考えているところでございます。

具体的に申しますと、東部圏域におきまして、徳島東部都市計画区域のマスタープランの見直し作業を進めてございますが、この議論の中でも、今回の見直しにつきましては、いわゆる線引きについては残していくと、各関係市町ともお話をさせていただいております。今たちまち、線引き制度にかわる新たな考え方は、国のほうでもいろいろと検討を進められておりますけれども、なかなか見つかりにくいという状況でございます。

しかし、今、委員のお話にありましたように、香川県の事例あるいは各市町からの御意見等でございます。そういう線引きについてといいますか、土地の利用のあり方を検討してはどうかという御意見がございます。

今後、まずは線引きを維持しながら、線引きを廃止したときにはどういうメリットがあるのか。逆に、どういうデメリットがあるのか。市街化が広がることでのデメリットがどこにあるのかとか、そういう具体的な検討を始めたいということで、関係市町とともに研究を始めたいと。その隘路でありますとか事案、香川県の事例調査ですとか、そういうところに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

笠井副委員長

よくわかりましたけども、徳島県の人口が毎年減ってっていると。なぜ人口が減っていているのかというのは、少子高齢化だけじゃないと思うんです。例えば、徳島で一生懸命、金かけて、教育をつけた人が都会へ行く。帰ってきて働くところがないんです。ですから、東京や大阪にとどまる。本当に働ける人口が徳島へ帰ってこない。それで人口が減っている率もかなりあるんじゃないかと思うんです。

ですから、自然減、自然減で減ってくるから、こういうことができない。そうじゃなくて、規制緩和して、例えば、特に震災以降、榎本委員が言われてましたように、内陸部のほうでも企業誘致する。そうすることによって、優秀な徳島県の人材が残れる、他方、県外から優秀な人材が来る。そういうことによって、人口がふえる方法もあるんです。すべて何か暗いほう、暗いほうに考えていっているようですけど、考え方によったら、やっぱり企業誘致する、例えば、空港周辺もそうですけども、なかなか売れない、つくったけど売れない。これ、売るという発想じゃなくて、あげると言ってみてください。絶対もらう人がおると思います、あげると言えば。あげたら、工場を建てる。従業員を雇ってくれる。それによって、固定資産あるいは所得税が上がる。そういう

方法もあるんです。現実にはあげるというのは無理ですけども、そういう方法もあるんです。

ですから、もう少し、皆さん優秀な方ばかりなので、暗くならない考えで、もっと明るい考えで徳島県はやっていくという考え方に切りかえてほしいと思います。

これで終わります。

丸若委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第32号

議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願一覧表をごらんください。

初めに、請願第2号「徳島県南部健康運動公園について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

海野政策監補

徳島県南部健康運動公園につきましては、これまで野球場、多目的広場、テニスコート4面等の施設を順次供用し、現在は平成25年の全日本レディースソフトテニス大会の開催に向け、残るテニスコート4面について、平成24年度中の完成供用を目標に整備を進めております。

陸上競技場の整備につきましては、その整備手法について十分検討するとともに、地元阿南市やスポーツ関係団体の御意見をお聞きし、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

丸若委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「採択」と言う者あり)

(「継続」と言う者あり)

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号「富岡港内及び航路筋浚渫について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

海野政策監補

「富岡港内及び航路筋浚渫について」でございますが、港湾管理者としましては、岸壁や物揚げ場等、港湾施設が安全・安心に利用できるよう、航路等における水深が適正に確保されていることが重要であると認識しております。

これまでも県管理の港湾につきましては、それぞれ現地の状況を十分把握した上で、計画的なしゅんせつ工事を行ってきたところであります。富岡港につきましては、現地測量を発注したところであり、今後は測量結果をもとに、しゅんせつ箇所の選定等を行い、適切な処理に当たってまいりたいと考えております。

以上でございます。

丸若委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「採択」と言う者あり)

(「継続」と言う者あり)

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第4号「県道鳴門池田線の道路側溝及び排水路の現状回復について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

海野政策監補

「県道鳴門池田線の道路側溝及び排水路の現状回復について」でございますが、当該区間は昭和 40 年代に建設供用され、道路の排水を処理するための排水施設が設置されました。その後、昭和 50 年代に道路南側の隣接する民有地が道路の高さまで埋め立てされたため、南側側溝はのりじりから現在の位置に設置したものです。

本件につきましては、提出者から過去同様の趣旨により訴訟が提起されており、平成 13 年の判決の中で、施設が適切に管理されていること、道路施設に伴う水害発生的事实は認定できないこととの判断が下されております。

また、今年度の3度の台風に伴う降雨においても被害はなく、道路の排水施設が機能していることを確認しております。

以上でございます。

丸若委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「不採択」と言う者あり)

(「継続」と言う者あり)

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

まず、継続審査についてお諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、本件は継続審査とすべきことは否決されました。

次に、お諮りいたします。

本件は、不採択とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第 21 号「県管理河川『岡川』の改良・改修工事について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

海野政策監補

「県管理河川『岡川』の改良・改修工事について」でございますが、岡川は昭和 46 年度から、阿南市道文化橋から上流約 3.4 キロメートル間の河川改修に着手しております。清水橋上流から県道羽ノ浦福井線西方橋の間につきましては、本格的な改修工事に着手するまでの対応として、現地の状況を十分把握した上で、治水上、支障となっている場合には伐木やしゅんせつ等の対応を行ってきたところであります。

岡川は、改修延長が長いことから、早期に改修効果を発揮させるため、文化橋から国道 55 号清水橋までの約1キロメートル区間を重点区間として、集中的に整備を進めているところであります。

清水橋上流部の改良・改修工事につきましては、下流部の整備に引き続き、多自然川づくりを基本として整備を進めることとしております。

今後とも地元関係者の御協力を得て、早期整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

丸若委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは、意見が分かれたので、起立により採択いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

これをもって、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第2号、請願第3号、請願第 21 号

不採択とすべきもの(起立採決)

請願第4号

以上で、県土整備部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の県土整備部委員会を閉会いたします。(15 時 30 分)